

604-184



1200501531441

訂改

企業地としての上海

大阪市役所産業部調査課

貿易經濟叢書第三十九輯

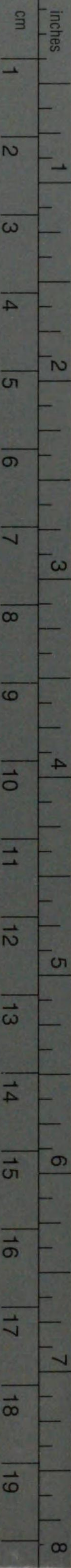
604
184

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



改訂版序文

最近に於ける對支貿易は銀價未曾有の慘落の結果、著しく採算困難となつたが、一方世界的不況の影響から深刻なる不況裡に呻吟しつゝ、ある我國の商工業は、その持ちあぐめる過剰生産の捌け口を如何にもして支那市場に求めねばならぬ矛盾を解決する爲め、遂にダンピングの方法を採らざるを得なくなつた。然るに一九三一年一月一日支那自主關稅の實施とそれに續く外國品のダンピングに對する取締條例公布とはその「ダンピングの採算」をすら不可能にするに至らんとして居り、銀價は益々下落する一方であり、國民政府の輸入品に對する防遏手段は愈々峻烈の度を加へて來た。茲に於て採らるべき途は只資本輸出を措いて外にない。資本は如何なる障壁をも乗り越へて進む。日本及び歐米工業資本家にして逸早くこの辦法に着眼し、既に工場を支那に新設し又はその計畫中にあるもの、一九三〇年後半期より一九三一年初め迄の短期間に數十件の多きを數ふる状態であり、その大多數が上海に集中されて居る。本書第一版は在支企業の寧ろ不安時代に出版されたものであるが、今支那に對する第二次資本輸出時代とも云ふべき時機に當つて、之が改訂版を上梓するは極めて有意義のことなりと信ずる。

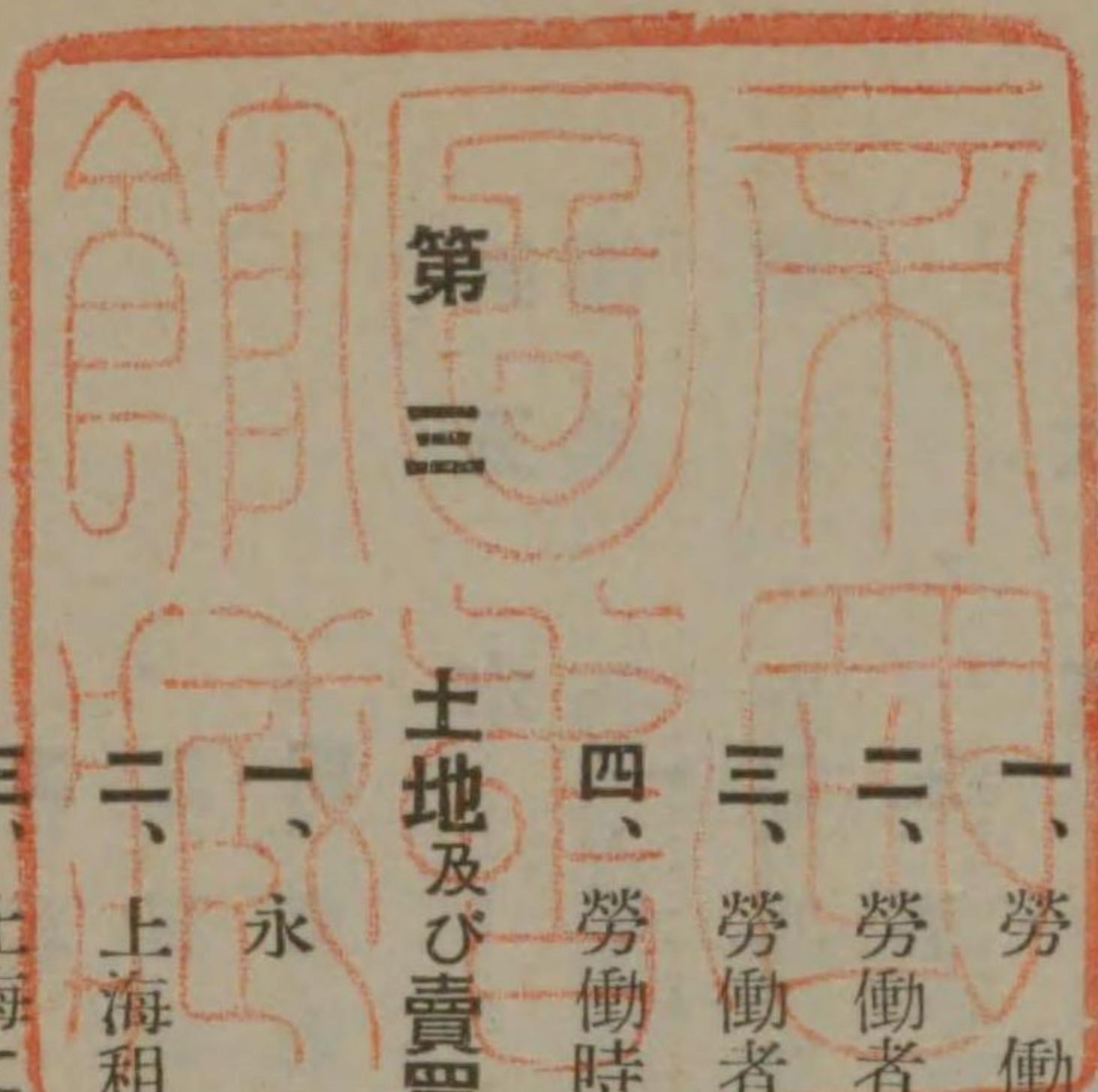
昭和六年六月

大阪市産業部調査課

發行所寄贈本

目次

第一 緒論	一
第二 労働	六
一、労働問題	六
二、労働者の數及び種別	二二
三、労働者の賃銀及び生活費	一五
四、労働時間及び休日	一五
土地及び賣買手續	二五
一、永租權	二五
二、上海租界の性質	二六
三、上海に於ける土地賣買	二七
四、永租權の分割讓渡	三〇
五、上海租界の地價	三一
(附一) 地券の發給	三三



第四 電力及び燃料

(附二) 永租權取得其他の諸費用

- 一、電 力……………三五
- 二、瓦 斯……………三七
- 三、石 炭……………四二
- 四、重 油……………四三

第五 水

- 一、水 質……………五四
- 二、水道料金……………五四
- 三、鑿 井 水……………五八

第六 氣 象

- 一、氣 温……………五九
- 二、濕 度……………五九
- 三、降 雨 量……………六〇
- 四、天 候……………六一

第七 稅 金

- 一、日本關係の税金……………六五
- 二、共同租界の税金……………七二
- 三、佛租界の税金……………七二
- 四、支那政府の税金……………七二

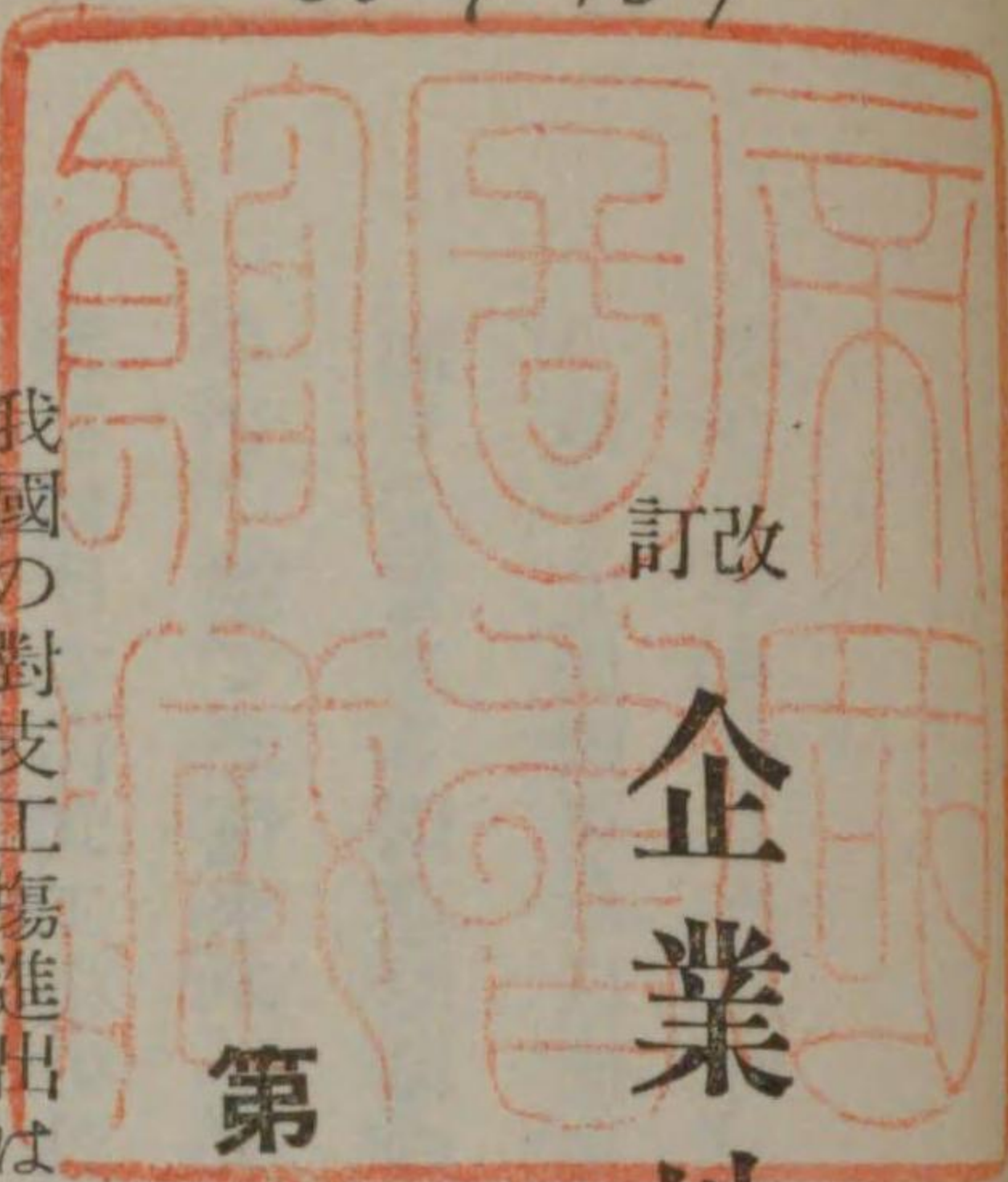
第八 建築に關する參考事項

附 錄 中華民國の工場に關する諸法規

- 一、工 廠 法……………七五
- 二、同施行條例……………七八
- 三、工廠檢査法……………九三
- 四、工 會 法……………九六
- 五、同 施 行 法……………一〇六
- 六、團體協約法……………一〇八
- 七、勞働爭議處理法……………一一五

發行所 廣濟館本

604-184



訂改

企業地としての上海

第一緒論

我國の對支工場進出は、一八九五年の日清馬關條約に據り、外人が支那に於て機械の輸入と工場建設の自由とを享受してから後の事に屬する。勿論馬關條約以前に於ける清國政府の對外條約中にも、外人の開港場にあつて居住し、通商貿易に従事することは認められてきたが、未だ製造工業の經營に就ては明確な規定がなかつた。當時支那工業は軍需工業時代から官督商辦時代に入つた許りで、外人も支那に工場進出を企てやうとする者がなく、その必要さへ認められなかつた。然るに我國政府は逸早く將來に於ける在支邦人企業の勃興を見越し、媾和條約中に左の如き規定を挿入することを忘れなかつた。

「日本國臣民は清國各市場開港地に於て自由に各種の製造工業に従事することを得べく、又所定の輸入税を拂ふのみにて自由に各種の機械類を清國に輸入することを得べし。

清國に於ける日本國臣民の製造に係る一切の貨物は各種の内國運送税、内地税、賦課金、取立金に關し、又清國內地に於ける倉入上の便宜に關し、日本國民が清國に輸入したる商品と同一の取扱を受け、且つ同一の特典免除を享有すべきものとす。」

この重要な條項が日支條約に挿入せらるゝや、諸條約國は何れも最惠國條款により之に均霑し、茲に初めて外人の支那開港場に於て自由に製造工業を営み得る權利が確立されたものである。その結果上海初め交通至便な開市場に歐米人の生糸、燐寸、製粉、製油、製茶、造船等の工場を経営するもの漸く増加するに至り、斯くて外國の資本及び技術の輸入は支那固有産業に大なる刺戟を與へたが、それ以前より支那官民によつて經營されてきた洋式工場は忽ちにして市場の獨占權を奪はるゝに至つた。然るに當の條約締結者たる日本は、國內工業の發展狀態が未だ海外進出を企圖する迄に達して居なかつた爲めに、その對支工場進出に於て英米獨等より著しく立遅れた。日露戰爭に於ける勝利は、確かに日本經濟の發展に拍車を加へたと云へ、尙未だ資本を海外に輸出する程の餘裕を残し得なかつた。

他方外人に刺戟せられた支那官民は漸く産業的に覺醒し、所謂利權回收時代を現出するに至り、「一業を創むるは一業の利權を保持するなり、一株の募集に應ずるは一株の利權を恢復するこゝなり」とのスローガンの下に田を賣り財囊を傾けて洋式工場の設立に狂奔した。尤もかくの如き一時的、盲目的事業熱は、當然の結果として國內産業を行詰らせ、聽て恐慌來の一原因をなすに過ぎなかつたのであるが、爾後人心の漸く沈靜に赴くと共に、比較的冷靜にして而も妥當なる國產獎勵の聲と變じ、遂に支那工業は健實なる發展の過程を辿るに至つた。

かくて民國革命以後支那に於ける各種の製造工業は急速に發展し、特にその機械製洋式貨物は輸入品に對抗し得る勢ひをすら示し始めた。而も茲に注意すべきは當時支那に勃興しつゝあつた諸工業が、我國の重要輸出品工業たる纖維

工業、雜貨工業又は之に類する簡易粗製工業に限られて居たことである。即ち綿糸布、生糸を始めとし莫大小、燐寸、化粧品、瑠璃鐵器、皮革、硝子、製油、製粉、文具等一として支那に製造されざるものなきに至つたのである。

加之、數次の支那關稅引上は支那製品をして益々有利なる地位に置いたが、由來支那を以て最も重要な輸出市場として居た我國は甚大なる打撃を蒙るに至り、茲に我國工業を粗工業中心主義より漸次精工業中心主義に轉向せしむると共に、宜しく粗工業は支那に移轉せしめ、以て母國工業の向上と安定を計り、兼ねて將來恐るべき支那工業に對抗するの得策なることが叫ばれ始めた。

勿論この對支工業移殖論に對しては當時多少の反對あるを免れなかつた。特に對支貿易に大なる關係を有する一般工業家は、國內工業より生ずる眼前の利益に満足して、對支工場進出の如きは其の必要を認めずとし、一部論者の間では對支投資を以て甚だ非愛國的なりとの非難をすら放つた。論者は曰く「純營利的見地よりすればこの種投資は必要にして又有利であらうが、之によつて支那が低級工業品に就き自給自足となるだけ、我國工業は打撃を蒙らざるを得ない許りでなく、邦人が國內に經營する事業と同種類のものを支那に於て經營することは邦人自ら國內工業に對する競争を惹起せしむることゝなる。而して資力の充分なる大企業家は内地工業に於て高級品の生産に多く力を注ぎ、同時に支那に工場を設けて低級品を生産することを得るが、我が工業家の大多數は資力に乏しく、斯くの如き海外投資をなす餘裕がない。故に資力の大なる少數者の對支投資は多數の内地工業者を苦しめ、甚だしきは之を死地に陥れ

るものと云ふべく、これ非愛國的行動の甚だしきものである」と。かくて對支工業移殖論は一時我が産業政策上の一大問題となつたのである。

然し乍ら經濟の原理は机上の論争によつて左右さるゝものではない。それは内外の凡ゆる經濟關係を基礎として必然の方向に動かざるを得ない。日本工業の一部を支那に移轉すべきや否やの問題も、現實の日本經濟の發展段階と對外經濟諸關係が必然に解決を與へる。然らば當時日本の經濟的勢力は如何なる程度に達して居たか。歐洲大戰の間並にその後における日本經濟の飛躍的發展は、確かに日本に資本輸出の能力を附與した。一九〇七年から一九一六年の間に於ける日本の國民所得は一倍半の増加をしか見せなかつたが、次の五ヶ年間には一躍四倍半の増加振りを示してゐる。この量的發展の主たる原因をなす對外貿易は、戰爭の勃發した一九一四年からその終結した一九一八年までに輸入二十六億圓に對して輸出三十八億圓、即ち約十二億圓の出超を示したのである。

時恰かも一九一七年の關稅改訂會議及び華府會議開催の結果は、支那の關稅引上となり、我國低級工業品の對支輸出を困難にすると共に、支那に於ける此種企業の採算を益々有利にした。加之、銀相場の關係、勞銀の關係、その他幾多の好條件があつた。一方我國では戰時好況の反動として起つた深刻なる不景氣が内地工業特に紡績業を行詰らせるに至つた。かくて我國資本は續々と支那に流入し、支那内地到る處に邦人工場が建設せられ始めた。かくて對支工場移殖論に對する反對の叫びは全く鳴りを潜めた。現在我國對支投資額は農林業、鑛業等を除く純粹の製造工業のみで

總額約四億圓(内紡績業約二億圓)に上り、製造會社數約百五十(内紡績會社十五)を數ふる盛況を見せてゐるのである。

右の如く我國資本は水の低きにつく如く利益の多き處に流れて行つたのであるが、之を受け入る、側に於て多かれ少なかれ排他的感情の醸成されるは避け難い所である。資本の輸出は移民に比しこの感情を刺戟することが多少薄く特に資本が單に資本として目に觸れぬ形をとる場合は左程でもないが、在支邦人紡績の如く堂々たる大工場が藁を並べ軒を並べるが如き場合に於ては、支那人として自覺あるもの誰か之に好感を持ち得やう。茲に於てか從來多少共抽象的であつた支那の國權恢復運動は必然に具體的に經濟獨立への方向を取るに至つた。華府會議に於ける不平等條約撤廢の要求が單なる外交上の虛假威しではなく、支那の經濟獨立を謀る上の根本方策であつたことは今更云ふ迄もなからう。三民主義が遂に支那の支配權を確立した所以のものは、それが共產主義でもなく、無政府主義でもなく、専ら支那の經濟獨立を主眼とするものであり、その「實業計畫」が支那新興資本家の意圖と合致したが爲めに外ならぬと見るは誤りであらうか。

五卅事件以後國民政府の全國統一までは、支那資本家の經濟獨立運動は勞働者の運動と結び付いてゐた。所謂反帝國主義運動は舉國一致の勢ひを以て各地に排外的罷業暴動を起し、爲めに一時は我在支企業の引揚説すら出た位であつた。現在に於ては支那政府、資本家の國內工業保護政策と勞働者の反帝國主義運動とは全く別箇のものとなつてゐ

るとは云へ、尙兩者共に甚だ根強いものがある。前者は法律その他を以て外國品に對する種々なる差別待遇を實行しつゝあり、後者はモスコフの指導を受けて獨特の運動を續けてゐる。

之を要するに在支企業の前途は一般的には餘り樂觀を許さないが、工業製品の販路に於てそれは支那大陸を控へるに止まらず、印度、阿弗利加等に對して生産費の低廉なる關係上、無限の發展が可能であり、特に現下の如き銀價暴落の時代に在つては、銀貨國たる支那よりの輸出は競争上甚だ有利なるものあり、同方面への販路開拓の可能性こそ最近に於ける企業進出の最大原動力とも云ふべく、他方支那人工業が技術及び資本に於て缺くる所多き現状から推して、企業の性質によつては充分活路を見出し得る餘地があらうと考へられる。蓋し外交的に多端な日支の如き國家間に在つては經濟的利益の交錯ほど、安全な平和の保障は又他にはないであらう。

第二 勞 働

一、勞 働 問 題

由來支那の經濟組織は極く最近迄ギルド組織に依據してゐた爲め、現今西洋諸國に見る様な勞資間の激烈な鬭争は全然見られなかつた。而して支那に勞働争議の起つたのは全く歐洲大戰後の事に屬する。即ち大戰は支那の工業界に

激刺たる活氣を興へ、新式工業の急進的勃興を來さしむるに至つたが、それと同時に戦後の新しい思想は支那の勞働界をも見舞つて、遂に上海、香港に最初の争議の勃發を見たのである。かくて一九一九年には既に上海に於て二十有餘件の争議が起つたが、何れも初期勞働争議の通弊から免るゝ能はず、即ち(一)勞働者間に於ける永久的組織の欲如、(二)罷業資金の貧弱、(三)各罷業何れも單獨に行はれ相互間に協調援助すること無かりしこと、(四)當時失業者多く勞働豫備軍豊富なりしこと、(五)勞働階級に對する社會一般の同情皆無なりしこと等の原因が相俟つて、大抵失敗に歸したのである。

然るに一九一九年に早くも組織に着手し、翌年正式に成立した中國勞働組合書記部の指導によつて、一九二二年頃迄には數個の組合が生れた。組合側の擧ぐる數字に依ると、一九二二年の第一次勞働大會には組織勞働者二十四萬人、一九二五年の第二次大會には五十萬人、一九二六年廣東に開かれた第三次大會には百二十四萬人に激増し、一九二七年武漢で開催せる第四次大會には實に三百六萬五千の組織勞働者が代表せらるゝに至つた。今その地方別並に業別の分類を見るに左表の如くである。

▼一九二七年の組織勞働者 (單位千人)

一、地 方 別	
上 海	八〇〇
山 東	四〇〇
香 港	三三〇
河 南	六〇〇
廣 東	五〇〇
京 南	二五〇
湖 南	二五〇
無 錫	一一〇

(第二) 勞 働

合 計	11,038	11,038	11,038	11,038			
米穀商	50	製 革	5	巡 査	8	其 他	1,334
化學製品	15	鑛 山	6	郵 便 局	18	稅 關	3
鐵 道	35	印 刷	5	建 築	20	家 庭 雇 人	250
金 屬	30	煙 草	3	車 夫	6	絲 廠	200
紡 績	180	船 員	16	電 信	15	運 送	150
安 徽	80	東 三 省	5	江 蘇	100	廣 西	50
浙 江	300	天 津	10	鎮 江	30	四 川	50
陝 西	15	湖 北	45	江 西	100	廣 東	50
合 計	11,038	合 計	11,038	合 計	11,038	合 計	11,038

一九二七年末南京政府樹立に當り、國民黨と共產黨の分裂を來し、支那勞働運動史上轉機を劃した。勞働組合は政府の監督を受けず、學生及び支那共產黨員の監督の下に組織された。斯くて勞働組合改組の結果、一九二八年には組合數一千七、組織勞働者百九十萬一千四百二十二となり、前年の統計に比し激減を示した。左に一九二八年に於ける勞働組合の情勢を示そう。

江 蘇	組合數 1,334	組合員數 1,554
安 徽	組合數 6	組合員數 26
綏 遠	組合數 7	組合員數 179
甘 肅	組合數 6	組合員數 1,554

尙一九二九年に於ける上海の勞働組合員總數は、上海市社會局の發表に依るに左表の如く二十一萬五千九百五十八名である。但しこの表は赤色組合と黄色組合とに區別して居らない。

▼上海の勞働組合

業 別	組合數	男	女	少年	合計	割合
飲食料品	18,270	3	1,948	20,333	9.8%	
藥 劑	6,530	1	800	8,330	3.0%	
衣 服	17,791	14,821	4,400	75,957	28.7%	
木製家具	9,463	1	4,821	2.3%		
運 送	8,880	5	30	36,951	17.9%	
毛 皮	3,167	1	1,170	6.6%		
彫 刻	2,104	3	368	2,472	1.2%	
日 用 品	2,574	1,96	47	4,171	2.4%	
合 計	89,189	5,833	11,629	110,647	100.0%	
業 別	組合數	男	女	少年	合計	割合
茶及煙草	3	10,479	6,211	1,703	18,393	8.9%
莫大小及染色	9	4,972	2,05	48	5,125	2.5%
建 築	5	1,929	30	55	2,014	1.0%
金 屬	5	2,144	36	173	2,353	1.1%
機 械	16	5,375	1	372	5,748	2.8%
文 房 具	23	10,033	633	979	11,645	5.8%
保 健	2	1,829	1	300	2,130	1.0%
雜	3	8,368	199	53	9,020	4.4%

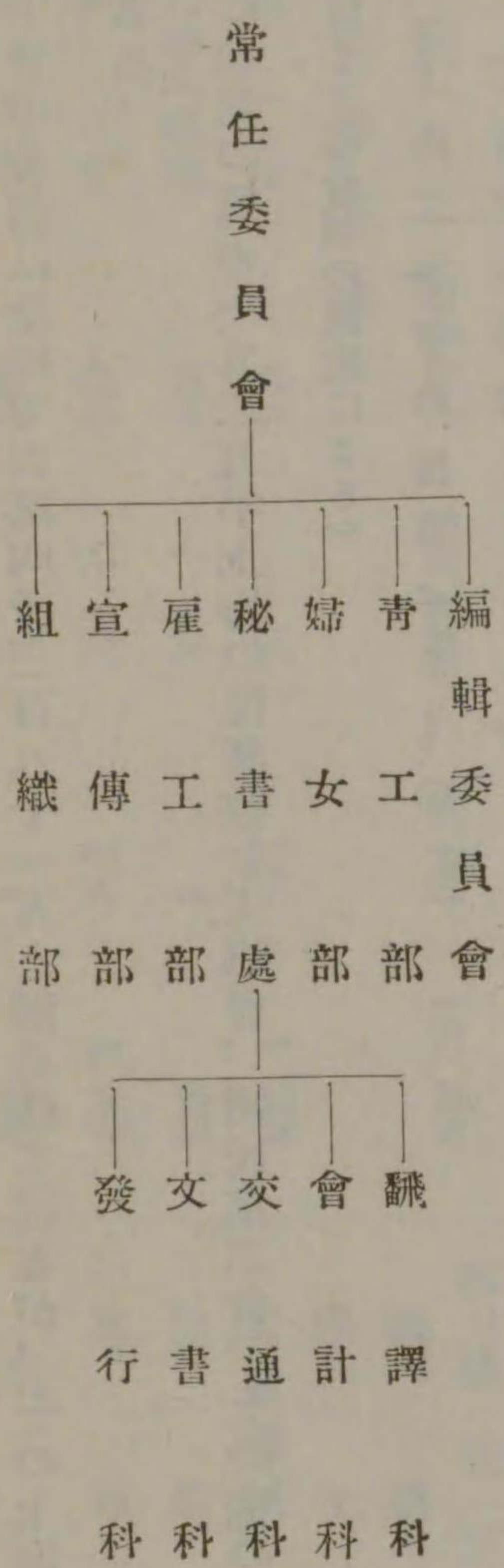
(第二) 勞 働

かくの如く支那に於ける労働運動の特徴をなすものは(一)その歴史の短いに拘らず驚くべき発展を示したこと(二)當初から政治的色彩を多分に帯びてゐたこと、(三)組合組織の着手が自然發生的な争議の勃興の直後急速に行はれたこと等で、而も極く最近に至るまでは終始赤色工會が壓倒的勢力を占めてゐたのである。勿論支那にも早くから所謂黄色組合は存在してゐた。例へば労働組合書記部の招集による第一次大會には湖南方面よりこの派の代表が出席し赤色派と争つたことがあり、一九二四年には二十四組合から成る上海工團聯合會が成立し、翌年には三十七組合に増加したが、この一派は政治闘争を行はないので、蒋介石の左派クーデター迄は餘り振はなかつたのである。

之に反して左翼組合運動は國內の政治的經濟的情勢と相俟つて急激に擴大した。即ち組合書記部の主催による第一次全國労働大會は労働運動の全國的統一を計らんとする萌芽とも見るべきで、京漢鐵路大争議(一九二三年)を期として甚しい彈壓に遭つたが、この間に於て經濟闘争より政治闘争への方轉換に關する確固たる方針を確立し、第二次大會で中華全國總工會を正式に組織すると共に赤色労働組合インタナショナルに正式加入し、又農民との協同による國民革命戦線への参加を決定した。五卅事件では反帝國主義運動の指導權をさへ握り、第三次大會の頃には國民革命運動に於て牢固たる地位を占め、民族資産階級をして驚駭せしめるに至つた。北伐軍の武漢占領後は本部を廣州より武漢に移したが、第四次大會の前後に於ては民族資産階級と國民革命運動の左傾化によつて、左翼組合運動は戦線から脱離し、聽て所謂白色恐怖の反動時代に入るや左翼組合は數次に亘り極度の壓迫を受け、遂に潜行運動に入り、

一九二九年十一月上海に於て舉行された第五次労働大會は秘密裡になされたこと云はれてゐる。

これを要するに現在支那の組合運動の狀態は總工會が太平洋労働會議秘書處に送つた報告「一九二八年の支那労働組合運動」中左の如き一節からも大体を察知出来るであらう。曰く「今日の中國には三つの型の組合がある。第一は黒色組合即ち國民黨が作つた何等その背後に大衆を持たない組合で、之は賣國奴と軍閥の代理人とに買収された一委員會に過ぎない。第二は黄色又は灰色組合にして官憲の壓迫を恐怖して國民黨に欵を送つてゐる。第三は赤色組合(中華全國總工會)で、國民黨支配下に於ける完全な非合法的組織である。然しそのみが全労働大衆の信任を持つてゐること。全國總工會の現在の組織は、第五次大會の選舉による四十四人の執行委員會(海員六人、鐵路九人、礦工三人、上海六人、香港二人、その他二十一人)とその内から選ばれた七人の常任委員會を指導部として居り、この常任委員會は次の如き部門に分れてゐる。



總工會の會員は全國で六萬四千三百八十一人と稱されて居るが、その上海支部たる工聯會は總會員僅かに二千二百二人である。

次に參考の爲め一九二九年上海の罷業數を工聯會、國民黨工會、その他の指導別に分析せる表を掲げやう。

(但し工聯會側の調査による)

上海工聯會の指導せるもの	五一・三二%
工聯會の影響によるもの	六・九〇
國民黨の指導及び影響によるもの	一二・一八
自發的に起れる爭議	二三・六九
不明	五・九二
計	一〇〇・〇〇

二、労働者の數及び種別

上海市社會局の一九二九年調査に依れば上海に於ける工場總數は一千七百八十一、投資總額二億九千三百二十八萬二千四百一弗を數へ、その使用労働者總數二十二萬二千六百七十人に達する。この中紡績關係事業に従事するもの最も多く、労働者總數の殆んど四分ノ三、十七萬人餘を占め、而も綿紡績のみにて九萬五千人を數ふ。これに亞いで食料品工業の一萬五千六十人、印刷工業の八千三百四十八人である。次表は二十二萬二千人の上海工場労働者を企業別

及び性別に分類せるものである。

▼上海に於ける工場労働者數

業別	男工	女工	幼年工	合計
一、紡織工業				
綿紡績	三六、七〇	三三、五四	二、九八	七三、〇二
綿織物	四、三三	四、九三	五二	九、七八
製絲	二、四八	三九、四四	一〇、八三	五二、七五
絹織物	三、六四	二、一九	四八	六、三二
羊毛紡績	四一七	二五五	一五	六八七
莫大小	二、三四	四、二七	一八	六、七九
其他	三三	四七	五	八五
計	四、八八	二二、五四	一五、一〇	四二、一三
二、化學工業				
硝子	七五	二	四六	一二三
石鹼及蠟燭	三七三	一七四	九	五五六
燐寸	九〇	一、四九八	三九	一、六二七
製革	五五	一	一	五七
(第二) 勞働				
計	五、二七八	四、九八	一、八六	一二、一三二
三、印刷工業				
計	六、五四	五九	一一〇	七、二四三
四、機械工業				
機械	三、〇七	八一	一、四三	四、五九
鐵工	六五	!	二七七	九五九
電氣機械	九四	四八	六六	一、四九
造船	五	!	七三	七八
其他	一一	!	!	二二
計	五、二七八	四九	一、八六	七、六六三
計	五、二七八	四九	一、八六	七、六六三

(第二) 勞働

五、食料品工業

罐詰	七六〇	四二五	五	一、二五二
ソーシ其他	一〇六	四	二	一、二五二
冷凍	七	—	—	—
製粉	一、八七一	—	—	—
精米	三九	—	—	—
製油	一、五〇一	—	—	—
卵加工	二五	一五五	七	一、〇八一
煙草	三、四七	五、八五七	四七四	九、〇七九
其他	四	六	—	五
計	八、〇九六	六、四四四	五元	一、五、〇九〇
六、器具工業				
科學機器	七六	—	二	八九
家具及竹細工	二七九	一〇〇	二二	三九二
金屬器具	一一三	六	二七	一〇六
其他	九四	三	九	一〇六
計	一、一〇〇	一一〇	二二	一、五、〇九〇

七、雜貨工業

帽子	一八六	—	—	—
洋傘	九〇	—	—	—
刷子	二一六	—	—	—
文房具	五〇	—	—	—
眼鏡	三	—	—	—
衣服	五五〇	—	—	—
其他	三三	—	—	—
計	一、二五二	—	—	—
八、其他工業				
建築材料	八七二	—	—	—
煤球	一六二	—	—	—
水力及電氣	一、七七四	—	—	—
製網	一四八	—	—	—
紙箱	四六四	—	—	—
綿線	四一六	—	—	—
其他	五二四	—	—	—
計	七、六二八	—	—	—

計

〇、四九〇

六、四四四

五元

一、五、〇九〇

總計

七、六二八

一、三、七六五

一〇、六二七

一三、三、七六〇

右表によれば、上海に於ける婦人労働者は全労働者数の五割六分以上を占めて居る。これは勿論支那工業の性質特に紡績工業に主として女工が使用されるに原因するものである。次に幼年工に就ても、従來支那には確然たる幼年工保護法がなかつた爲め盛んに使用せられ、その年齢はその仕事の性質によるが、中には七歳未満の者も少くない。

三、労働者の賃銀及び生活費

近代式工場に働く労働者の賃銀に就ては多くの調査がなされて居る。彼等の賃銀は所を異にするに従ひ生活費の關係上非常な相違を見せて居る。然しすべて工業都市に於ては生活費は著しく高く、後掲の如く五人の家族として百七十五弗乃至二百二十五弗を要するのが普通である。上海の社會局は産業別の平均賃銀を左表の如く調査發表して居る。但しこの調査は一九三〇年初頭に行はれたるものなるを以つて、その後の爲替暴落及び米の値上りにより多少昂騰を見るものもあらう。

▼上表に於ける賃銀 (單位弗)

一、紡織工業		男工		女工		幼年工	
		高	低	高	低	高	低
綿紡績	A	一・六	〇・四〇	一・〇	〇・三六	〇・三六	〇・二八
	B	二・八	〇・三二	一・八	〇・一八	〇・三六	〇・三二
製織物		男工		女工		幼年工	
		高	低	高	低	高	低
綿織物	A	二・〇八	〇・四四	一・〇	〇・三六	〇・三六	〇・三二
	B	〇・五〇	〇・三七	〇・三六	〇・二八	〇・三六	〇・三二
製絲	A	〇・八	〇・三三	〇・三六	〇・二八	〇・三六	〇・三二
	B	〇・五〇	〇・三七	〇・三六	〇・二八	〇・三六	〇・三二

(第二) 勞働

働

四、機械工業

製	水		ソース其他		罐詰		造	電	鐵	機
	B	A	B	A	B	A				
(第 二) 勞	1.06	1.10	1.14	1.10	2.08	0.80	1.17	3.00	1.17	2.04
働	0.23	0.33	0.20	0.26	0.07	0.33	0.50	0.10	0.20	0.10
			0.08	0.15	0.17	0.18		0.05		0.07
			0.03	0.03	0.10	0.11		0.20		0.03
			0.10	0.10	0.17	0.14		0.33	0.30	0.55
			0.07	0.07	0.07	0.09		0.10	0.07	0.33

六、器具類

竹家 細具 工及	科學器械		其 他	煙 草		卵 加 工		製 油		精 米		製 粉	
	B	A		B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
2.10	0.95	1.17	2.00	2.17	1.33		1.19	0.80	0.80	0.80	0.50	4.00	2.51
0.17	0.36	0.33	0.10	0.07	0.07	0.05	0.17	0.08	0.07	0.06	0.06	0.04	0.48
0.00	0.00			1.50	0.83	0.06							
0.35	0.35			0.33	0.31	0.04							
0.45	0.35			1.00	0.31	0.20							
0.35	0.35			0.07	0.11	0.20							

二、化學工業

製	燐	石鹼及蠟燭	硝	其 他	莫 大 小	羊毛紡績		絹織物	
						B	A	B	A
2.00	0.95	1.50	4.00	0.92	2.00	1.33	0.66	3.00	1.73
0.13	0.33	0.10	0.10	0.22	0.27	0.33	0.23	0.00	0.50
	0.04	0.04	0.05	0.67	0.55	1.06	0.71	3.00	1.13
	0.17	0.10	0.17	0.13	0.17	0.33	0.35	0.00	0.41
	0.53	0.33	0.33	0.33	0.60	0.33	0.10	1.00	0.95
	0.10	0.13	0.13	0.19	0.10	0.03	0.02	0.00	0.30

三、印刷工業

印	其 他	晒 及 染 色	製 紙	珞 耶 鐵 器	藥 劑	化 粧 品	製 漆	
							B	A
4.00	1.00	1.07	4.17	3.00	1.00	0.33	2.00	1.30
0.10	0.31	0.17	0.33	0.07	0.10	0.33	0.33	0.37
1.45	0.53	0.07	1.07	0.07	0.55	0.82	0.47	0.47
0.10	0.25	0.33	0.33	0.00	0.33	0.10	0.33	0.33
0.30	0.31		0.50	0.07		0.70	0.47	0.47
0.05	0.17		0.18	0.07		0.00	0.47	0.33

項目	（第二）勞働				
	一世帯平均歳出	1919.12	1920.01	1920.02	1920.03
交際費	5.5	2.8	2.5	3.0	4.2
修養費	2.5	2.9	2.6	2.7	2.6
信仰費	2.5	4.5	2.0	2.5	7.0
結婚費	—	—	—	3.0	—
葬儀費	—	—	—	10.8	—
利息	—	—	—	10.0	—
送金額	4.5	1.5	3.0	1.2	5.8
一世帯平均歳出	119.8	60.0	48.0	73.0	96.0

勞働者家庭の全収入は家族員の勞働その他の職業による儲けと借金、入質等の方法による融通以外にない。前記調査によれば、百世帯の内毎年収入不足するものが十八世帯あり、反對に毎年餘裕のある家族は一世帯もない。尤も彼等は餘裕さへあれば、郷里の兩親又は近親者に送金するのである。近年上海勞働者の賃銀は確かに相當騰貴はしてゐるが、銀價暴落による最近の物價昂騰には到底追付かない。

參考の爲め財政部國定稅則委員會の調査にかゝる上海最近の物價指數を示せば左の如くである。（民國二年二月の物價を100とす）

一、卸賣物價

項目	民國二十年一月	民國十九年一月
雜穀	154.5	179.4

二、輸出物價

項目	總平均	其他平均	其他食料品
其他食料品	199.0	172.7	172.7
織物及其原料	160.9	151.2	151.2
雜貨	226.0	189.3	189.3
燃料	183.4	162.3	162.3
建築材料	176.7	150.7	150.7
工業用品	248.1	176.6	176.6
其他	184.8	150.5	150.5
平均	198.3	160.0	160.0
總平均	187.7	169.6	169.6
農産品	171.3	179.2	179.2
畜産品	214.8	203.0	203.0
林産品	194.1	169.3	169.3
礦産品	209.3	187.6	187.6
平均	183.2	183.9	183.9

（第二）勞働

(第二) 勞働

生産用品	一五七・一
消費用品	一六八・八
總平均	一七五・五

三、輸入物價

原料品	二五〇・三
農産品	一八八・九
林産品	二四八・四
礦産品	二四九・四
平均	二〇二・六
生産用品	二四六・四
消費用品	二三八・八
總平均	一八六・五

四、勞働時間及び休日

支那には從來有効なる工場法が存在しなかつた。尤も一九二三年農商部發布の暫行規定によれば職工最低年齢を男子十歳、女子十二歳と定め、十七歳未満の男工、十八歳未満の女工に對する過重作業を禁止し、勞働時間に關しては

幼年工は休息時間を控除した八時間、成年工は十時間を限度とし、幼年工の午後八時より午前四時に至る就業を禁止し成年工は一ヶ月二日以上、幼年工には三日以上の休息日を給すべしと規定されて居る。然るにこれ等の規定は空文に等しく、實際に右規定を遵守する工場は殆んど皆無であつた。

現在上海の各種工業普通勞働時間は社會局の調査によれば、左の如く大體七時間乃至十五時間にして、總勞働者の約四分ノ三を占むる綿業に於ては十二時間就業を標準として居る。

▼上海に於ける勞働時間

業別	最長			普通			最短		
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
一、紡織工業									
綿紡績	三時間	二時間	一〇・五時間						
綿織物	三	一〇	八						
製絲	三	一〇	一〇						
羊毛紡績	三	一〇・五	八						
莫大小	一〇	一〇	九						
其他	三	一〇	八						
二、化學工業									
硝子	三	一〇	八						
其他									
石鹼及蠟燭	二〇	一〇	八						
燐寸	二〇	九・一〇	九						
製革	一〇	九	七・五						
製漆	九	九	八・五						
化粧品	一〇	八・一〇	八						
製藥	一〇	八	八						
珫瑯鐵器	一〇	九	八						
製紙	一〇	一一・三	八						
晒及染色	一〇	八・一〇	八						
其他	一〇	一〇	八						

陳胎範が上海、寶山兩縣官民の意見を徴し、一方的に租界外の永租地域を限定し、その後各國もこれを黙認し來つた結果、現在に於ては永租地域は上海、寶山兩縣に限られた観がある。

(一) 租界内の永租權 租界内では租界の根本法たる租界章程に支配され、永租權所有者は國籍の如何に拘らず、租界行政機關たる工部局の定むる規定に従はねばならぬ。工部局は租界章程の定むる所に従ひ或は土地税を課し、或は通路建設等の如き公益上の必要により土地の收用を爲すことも出来る。

(二) 租界外の永租權 支那には未だ王土觀念を存し、公共通路用土地の如きは租界外では無償に没收されること
が珍しくない。従つて租界外の永租土地も全然支那法權下にある以上この難を免れ得ない譯であるが、條約國民の既得權は、原則として支那法權下にある場合と雖も、事實上その權利者の承諾なくしては濫りに侵害されることはない。故にこの場合租界外永租權は寧ろ支那人の業主權より一層強大なる權利となつて永租土地所有者を保護することゝなる。支那人中自己所有の方單土地(支那人所有土地)を外國人に信託讓渡して、永租權土地に書換へるものが往々あるのは、この間の利益を享受せんとするに外ならぬ。

二、上海租界の性質

上海に於て外國人が永租權を取得したのは、南京條約によつて一八四三年支那側が上海の開港を宣言して以來のこ

とで、爾來八十有餘年を経過してゐる。而して當初は英米佛三國の租界が設定され、その後長髮賊の亂當時には自衛上三租界が同一行政組織下に結合されたこともあつたが、一八六二年佛租界が分離し、翌年英米兩國亦各自租權を拋棄して新たに共同租界を設定し、以て今日に及んで居る。租界内には會て支那人の居住を禁止したこともあるが、現在では隨所に居住することが出来る。尤も支那人が永租權土地を所有することは、租界内と租界外とに論なく、租界設定の本來の趣旨と永租權の本質上今尙禁止せられてゐる。従つて支那人が事實上永租權土地の實權を取得せんとせば租界内に於てもその土地を外國人に信託讓渡し、その外國人名義を以て外國領事館に登録し、地券の發給を受けるより外に方法がない。これ最近英米領事館にこの種信託土地が、多數英米人名義を以て登記されて居る所以である。かくの如く上海に於ける土地は極めて特殊な制度の下にあるが故に、その賣買手續の如きも、以下に述ぶる如く甚だ複雑である。茲に注意すべきは支那に於ては元來外國人の土地所有權は全然認められてゐないから、以下に謂ふ土地の賣買とは、支那人間の場合を除き、單に永租權の移轉を意味し、土地所有權の移轉でないことである。

三、上海に於ける土地賣買

(一) 支那人間の土地賣買 現行支那土地法制によれば、土地所有權の移轉讓渡には一定の形式による賣渡證書を要し、更に管縣轄衙門に届出で名義變更の手續をとることゝなつてゐるが、この届出ではその目的が權利の保護と云

ふよりは、寧ろ登記原因たる事實に基き課税の目的を以てなすものである。従つて勢ひ権利者は自己の利益保護の爲め次の如き方法を探つてゐる。

(イ)或る一定の方式に従つて賣渡證書を作製し、権利移轉の關係を明瞭にする。これを絶賣契と云ふ。

(ロ)田單或は方單(共に土地所有權自體を表はす一種の證書)の占有を譲渡人に移す。

絶賣契は土地所有權の移轉讓渡を立證する唯一の證書であるが、それが物權的效果を發揮する爲めには、必ず田單或は方單の引渡に俟たねばならぬ。これ絶賣契の作成引渡と田單或は方單の引渡とが不可分とされて居る所以である。

次に支那に於ける土地賣買上特に注意を要するは墳墓に就いてである。支那に於ては慣習上墓地は賣買の目的とならないから、若し賣買の目的たる地所内に墳墓があればこれを他に移轉せしむるを要し、従つて別に遷移費に關しての特約がなされねばならぬ。この特約は賣主の遷移據及び買主の存洋據を以てせられ、前者は賣主の墳墓遷移の義務、後者は買主の遷移費支拂の義務を定める證書である。

(二)條約國民と支那人との土地賣買 條約國民と支那人との土地賣買とは、換言せば永租權の設定行爲である。

この場合では永遠出租契並に方單の引渡を以て物權移轉の効果發生の絶對的必要條件とされて居り、この外に最近は地租領收證の授受をも必要とする。永遠出租契の法律的性質は支那人間の絶賣契と同一で、記載要件は次の如くである。

一、賣主に於て永租權の設定に異議なき旨を明示すること

二、永租權者に永久に土地支配權の全部を讓渡する旨を記載すること

三、賣主、仲介人及び地保の署名捺印

茲に注意すべきは支那官憲は永租權の設定に際し、永遠出租契に記載せられた讓渡價格に應じて頗る高率の税を課するから、出租契面記載價格は極めて少額とすること多く、従つてこの場合賣買當事者間で右出租契面記載價格と實際價格との差額に對し追加領收證を作成する。これを絶賣補足收清契(又は加添糧田文契)と稱する。

(三)條約國民相互間の土地賣買 條約國民間の土地賣買とは、條約國民間に於ける永租權の移轉である。地券は

専ら權利者の所屬國領事館を通じ、支那側より發給されるものであるから、永租權の移轉讓渡に於ては、讓渡人は必ずその所屬國領事館を通じて、地券書換の手續を採らねばならぬ。この手續をトランスファー(Transfer)と云ふ。その大體を述べれば、賣買契約完了の上讓渡人(甲國人)は、讓受人(乙國人)の爲めに甲國領事館に地券を提出して登記の抹消を受け、甲國領事館は甲國人某より乙國人某に永租權の移轉讓渡ありたる旨の公文に二通の地券(一は讓渡人保有、一は同領事館保存)を添へ乙國領事館に送附し、乙國領事館は讓受人より新地券下附願の申請あるを俟つて設定行爲の場合に於ける新地券發給と同様の順序により、新に乙國領事館地券發給の手續を採る。賣買代金はトランスファーの手續完了と同時に授受せられるのを通例としてゐる。

異國人間の土地賣買に就ては前述の如くだが、次に賣買当事者が同一國籍人の場合に就て觀るに、元來地券は特定權利者に發給せられるものであるから、原則としては同一國籍人間の賣買行為と雖もトランスファーに準じ、地券書換の手續を採らねばならぬのであるが、實際に於ては便宜上單に地券面の名義を變更するに過ぎない。即ち領事館で兩當事者の提出にかゝる地券名義變更願に基き土地臺帳及び地券名義を變更し、單に支那會丈局及び租界工部局にこの旨を通知するを以て足る。

四、永租權の分割讓渡

元來地券は一筆の地所を包括的に表示するものなるが故に、その地所が分割讓渡される時には、夫々分割部分に對應する數通の地券に書換へられねばならぬ。而してこの手續も亦地券の國籍主義なる理由から異國人間の場合と同一國籍人間の場合とにより異なつてゐる。

(一) 異國人間の場合　この場合は分割讓渡の部分に就て前記のトランスファーを行ふのである。然し地券そのものをその儘讓受人所屬國領事館に送附することは分割讓渡の場合には不可能であるから、讓渡人所屬國領事館は一部の讓渡ありたる旨を讓受人所屬國領事館に通報すると共に、他方舊地券の分割狀況を明示せる圖面を支那會丈局に送附する。すると讓受人所屬國領事館は讓受人より新地券下附願の申請あるを俟つて前記手續によりこれを處理する

ものである。

(二) 同一國籍人間の場合　同一國籍人間の分割讓渡も亦地券の書換を要するが、この場合は單に兩當事者連名の土地讓渡願に地券及び分割狀況を明示せる圖面を添へ、これを所屬國領事館に提出すれば足る。然る時は領事館は土地臺帳を訂正すると共に、會丈局を通じ讓渡部分に對しては新地券發給、舊地券に對しては讓渡部分抹消の手續を採るのである。

五、上海租界の地價

商工業の繁榮に伴ひ上海租界の地價は逐年暴騰し、甚しきに至つては五ヶ年間に倍額以上に達せる所も少くない。而してこれ等租界の地價は各工部局に於て收税の爲め一定期間毎に土地の位置、水運交通の便不便、商業中心地との關係等を考慮して評定せらる。但し實際取引に於ける賣買價格は評定價格の五割乃至十割見當も高價なるものが少なくない。現在評定價格の最も高價なるは共同租界中區にして最高一畝三十二萬五千兩、最低三萬五千兩を示してゐる。今参考の爲め最近に於ける共同租界及び佛租界の土地評定價格を摘録すれば左の如くである。

一、共同租界工部局一九三〇年度評定價格

中區(面積二、一九八畝、東—黃浦江、西—西藏路、南—愛多亞路、北—蘇州河の一角)

永安公司

六二九番地

每畝

一八〇千兩

(第三) 土地及び賣買手續

(第三) 土地及び賣買手續

先施公司	六二八	〃	一九〇
英國領事館	二	〃	一二〇
パレスホテル	三二	〃	三二五
臺灣銀行	三七	〃	二七〇
稅關	四五	〃	二三〇
滙豐銀行	四九	〃	二二五
最	低	〃	三五
最	高	〃	三二五
西區 (面積七、四三四畝、東—西藏路、西—膠州路、南—佛租界、北—蘇州河の一角)	每畝	〃	三〇千兩
マゼスチックホテル	二九四〇番地	〃	三五
競馬場	一三〇九	〃	三五
新世界	一	〃	九五
最	低	〃	三
最	高	〃	九五
北區 (面積二、二四二畝、東—虹口濱、西—北西藏路、南—蘇州河、北—境界路の一角)	每畝	〃	九〇千兩
最	低	〃	一五
最	高	〃	九〇千兩

東區 (面積八、八九九畝、東—軍工路、西—虹口濱、南—黃浦江、北—引翔路の一角)

最	高	每畝	六五千兩
最	低	〃	一・八

二、佛租界工部局一九二八年度評定價格

舊租界

最	高	每畝	一四〇千兩
最	低	〃	一五
一九〇〇年エキステンション	高	每畝	一五千兩
最	低	〃	五
一九一四エキステンション	高	每畝	八・五千兩
最	低	〃	一・八

【註】一畝(1mu)は我が約二百坪に當る。

(附一) 地券の發給

永租權設定者が自己の取得した永租權を合法的に享受するには、租界章程の定むる所に従ひ、本國領事館につき地

(第三) 土地及び賣買手續

券(Title-deed)の發給を受けこれを保有せねばならぬ。今地券發給の手續を略述すれば次の如くである。

(一)地券發給の申請 地券の發給を受くるには方單、永遠出租契及び地租領收證に新地券下附願を添へ、永租權者所屬國の領事館に提出する。領事館はこれを調査の上諸要件の具備せるを認めて先づ土地臺帳に所事項を登録し、他方地券のフォームに必要事項を記入しこれに官印を押捺して、前記各書類と共に公文を附して會丈局に送附する。會丈局はこれを合法なりと認められた時所定の手續、即ち公測の實施、公測地圖の發給、承認等の順序を経て地券を領事館に送附し來るのである。

(イ)公測の實施 公測の實施は各關係者、即ち永租權者、領事館、工部局土地課立會の上會丈局これを行ふ。その期日は會丈局より領事館に通知し、領事館はこれを永租權者及び工部局に通知する。

(ロ)公測地圖 公測地圖は右公測の終了後、租界内の分は工部局にて(布地圖一枚)、租界外の分は會丈局にて(紙地圖一枚)作成の上、會丈局より領事館に送附し來り、領事館は之を永租權者に送附し、地積其他に相違なきや否やを確かめしめ、相違なきときは署名捺印の上返還せしめる。領事館は永租權者より右承認済の地圖の返戻を受けたる時承認済の旨を會丈局に通知する。但し紙地圖は工部局に送り寫を取つた上會丈局に返送するが、布地圖は領事館で確認の上、一を永租權者に送附し、他の一を領事館に保存する。若し永租權者が不承認なるときは、その理由を附して該地圖を會丈局に返送し、修正又は再測量を求めるのである。

(ハ)升 科

公測地積が方單面地積より大なる時は茲に升科なる問題が起り、その増加部分に對し一定の割合(通常地價の半額)を以て升科費を會丈局に納め、その權利の確保を得なければならぬ。實際問題として升科は地券發給前の一大障礙であるのみならず、特に方單に於ては殆ど免るべからざる現象なので、買主は豫め實測を行ひ、升科の必要ありと認められた時は、買收前契約を以て升科費の支拂を賣主の責任とするか、或は豫想し得べき升科費額を減じて賣買價格を決定するを得策とする。

(ニ)地券の下附 所定の手續が完了すれば會丈局は新地券を領事館に送付し、領事館はこれを永租權者に交附する。地券はトリツブリケット(三通)を以て發給され(佛國領事館地券は正副二通)、權利者本人、領事館、會丈局が夫々一通宛保管し、會丈局保管の分は一括されて地租徵收の原簿たる所謂魚鱗冊の代用をなす。而して右三通の地券には權利の移轉變更に際しては常に同一の運命にあるは勿論である。又現在永租權者の保有する前清時代の地券には「監督江關分巡蘇松太兵備道」の署名捺印がある。一般に地券を道契と稱するに至つたのは茲に始まつてゐる。

(附二) 永租權取得其他の諸費用

(一)、永租權取得に對する課税 永租權の取得に對しては永遠出租契面記載の賣買價格により、左の割合を以て支那側より課税せられる。

(第三) 土地及び賣買手續

(イ) 租界内

測量費六分、地保手数料二分、計八分。但しトランスファー及び名議變更の際は單に地券書換料として銀十元を課せられるのみである。

(ロ) 租界外

測量費六分、地保手数料二分、學校費五分、賣買稅六分、計一割九分。

右各種の税金は多くは契約により讓受人たる外國人の負擔に歸するのが常である。その課稅標準たる永遠出租契記載の賣買價格は地保の諒解を得て、或程度迄の低下が容易であるが、その間不正行爲の行はることが多い。

(二) 登録稅 日本領事館に於ける登録稅は左の如くである。

新地券下附の申請 五畝以下に付 金十 圓

五畝以上一畝を加うる毎に金五圓を増す

名義變更 金十 圓

トランスファー 新地券發給と同様

抵當權設定 金十 圓

其他 金四 圓

第四 電力及び燃料

一、電力

上海全工場の大半は上海電力會社 (Shanghai Power Co.) の電力を用ひてゐる。同會社は以前工部局 (Shanghai Municipal Council) で經營されてゐたが、一九二九年ゼネラル・エレクトリックの持株會社たる "Electric Bond & Share Co." 及び數個の銀行の参加に依つて成れる "American Foreign Power Co." に法外なる高値で落札され、現在純然たる米國系會社となれるものである。

上海に於ける大製造會社、就中紡績會社の如きは勿論殆んど總て自家用發電所を各工場毎に設置してはゐるが、浦東に於ける諸工場の如き共同租界と河を距つるものを除き、大抵は上海電力會社の電力供給を仰いでゐるのである。これは同電力會社が世界有數の良好なる Power Condition を有せると、上海に於ける石炭の値段が割高なる關係による。即ち各紡績に於ても多くは電力會社と夫々特殊の契約を結び、普通料金よりも遙かに低率なる料金を以て供給を受け、自家用發電機械は休止の儘に放置し、只工場製品の乾燥用その他にボイラーを活用するに過ぎない。一九二二年に上海電力會社の前身たる工部局發電所の使用石炭が二十八萬噸に過ぎなかつたものが、最近では四十萬噸に増加せることは前記の事情を物語るものである。参考の爲め共同租界、佛租界、閘北 (租界外) に於ける電力料金を示

(第四) 電力及び燃料

せば左の如し。

▼上海共同租界電力會社料金

(一)電燈及び電扇機使用料金

一キロワット時に付 〇・一二兩

割引率

一ヶ月一、〇〇〇キロワット時以上の消費	五%	一ヶ月五、〇〇〇キロワット時以上の消費	二五%
〃 一、五〇〇 〃	七・五	〃 六、〇〇〇 〃	三〇
〃 二、〇〇〇 〃	一〇	〃 七、〇〇〇 〃	三五
〃 三、〇〇〇 〃	一五	〃 八、〇〇〇 〃	四〇
〃 四、〇〇〇 〃	二〇		

一サービス以上の申込に際しては割引額は一サービス毎に計算す

(二)戶外サイン又は照明用料金

前項の割引率の適用を受けて一キロワット時〇・一一兩を基準とする場合と、一キロワット以上の大量供給を受けて一キロワット時〇・〇六兩の割にて支拂ふ場合との何れか一方を撰ぶことを得。但し後者の場合には五月初めより八月末まで一ヶ月一五〇キロワット時以上、その他の月には一八〇キロワット時以上の消費あるを要す、本項の場合に使用する自動スイッチの貸付料金は一ヶ月二十七兩、貸付最短期間は六ヶ月。

(三)家庭使用料金

温熱用及び料理用は一キロワット時に付〇・〇三兩にして、湯沸し専用は〇・〇二兩である。

(四)私設道路及び路地の照明用電燈は公設道路照明法規に準じてこれを取付けることを得。(詳細は申込の際に定む)

(五)充電料金(電氣にて運轉する乗物類に對する)は動力料金の項参照。

(六)動力料金 (一ヶ月一キロワット時に付)

一四九キロワット時以下	〇・〇四五兩	二五〇キロワット時以上	〇・〇三六兩
一五〇キロワット時以上		三五〇キロワット時以下	
二五〇キロワット時以下	〇・〇四一	三五〇キロワット時以上	〇・〇三〇

(七)大量供給諸工場・造船所等に對する大量供給に就ては申込の際特別料率を定む。

(八)昇降機及び起重機使用料金

交流の供給 動力料金に同じ

直流の供給 一キロワット時に付 〇・一二兩

(九)電氣モーター貸付料金 (一ヶ月に付)

一馬力	三兩	一五馬力	一二兩
二 〃	四	二〇 〃	一五
三 〃	五	三〇 〃	一七
五 〃	六	四〇 〃	二〇
七・五 〃	七	六〇 〃	二五
一〇 〃	九	八〇 〃	三〇

(第四) 電力及び燃料

(第四) 電力及び燃料

二、需要側に於ける條件

電力を平均に使用する場合は最も廉價なる。
因に現在上海邦人紡績工場専ら上海電力會社の電力を使用する工場はその電力料金一キロワット時に付〇・〇一七兩乃至〇・〇一九兩見當のものが多い。

二、瓦斯

上海の瓦斯は上海瓦斯會社 (Shanghai Gas Company) の供給する所にして、その供給料金は一九三〇年四月一日の改正料率によれば左の如くである。

一ヶ月消費量(立方呎)	每千立方呎の料金
二〇、〇〇〇以下	二・四五〇弗
二〇、一〇〇—四〇、〇〇〇	二・四二五
四〇、一〇〇—六〇、〇〇〇	二・四〇〇
六〇、一〇〇—一〇〇、〇〇〇	二・三七五
一〇〇、〇〇〇以上	二・三五〇

三、石炭

上海に於ける石炭の輸入高は一ヶ年約三百五十萬噸に上り、同地の外揚子江流域各都邑に於て消費せられる。而してその種類に就て見れば開平炭最も多く常に三割以上を占め、日本炭、撫順炭之に次ぐ。今一九三〇年度の上海石炭輸入高を検するに總額三百六十九萬千八百十噸にして、前年に比し二十五萬七千七百十噸、前々年に比し二十七萬六百十噸を加へ年々需要増大の趨勢を示しつゝある。然しこの内日本炭のみは爲替暴騰の爲め減退しつゝあり、殊に一九三一年四月一日戻税の廢止以來は最も著しき打撃を蒙りつゝある。之に反し支那炭は年々増加の一途を辿り、就中開平炭は一九三〇年に於て前年より四割強の激増を見てゐる。

次に上海輸入の石炭中幾何が上海市に於て消費さるゝやと云ふに、正確なる統計はないが、上海某有力會社の調査によれば二百七十五萬噸にして、その内譯は左表の如く、船舶の燃料及び電力會社に最も多く消費せられ、之に次ぐは紡績、雜工業、家庭用、製糸工場、鐵道等である。因に紡績方面の消費が割に少いのは電力會社より動力の供給を受くるものが多いからである。

船	船舶	セメント
七五〇、〇〇〇噸	七五〇、〇〇〇噸	三〇、〇〇〇噸
二八〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
五五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

(第四) 電力及び燃料

(第四) 電力及び燃料

瓦斯	四〇、〇〇〇
水道	四〇、〇〇〇
鐵道	一七〇、〇〇〇

家庭用	三〇〇、〇〇〇
湯屋茶館	四〇、〇〇〇
計	二、七五〇、〇〇〇

四四

上海に於ける石炭相場は、大口需要筋が大抵一ヶ年又は半ヶ年契約をなし居る關係上、契約の當初に於て既に一定の相場が確立され、其後の商内に於ては甚しき變動がない。上海電力會社、上海瓦斯會社等の石炭買入は凡て入札に依つてゐるが、その落札値段は最近秘密に附せられてゐる。

今參考の爲め現在輸入されつゝある石炭の種類に就きその茶館取引相場を示せば左の如くである。(一九三一年四月廿六日倉渡相場)

山 東 炭	撫 順 炭	日 本 炭	每噸
一號小塊炭	一號小塊炭	三池屑	一九・〇〇
二號小塊炭	二號小塊炭	松浦塊	一七・〇〇
三號小塊炭	三號小塊炭	杵島塊	一三・二五
四號小塊炭	四號小塊炭	切込炭	一四・五〇
五號小塊炭	五號小塊炭	塊炭	一七・〇〇
六號小塊炭	六號小塊炭	屑炭	一〇・五〇
七號小塊炭	七號小塊炭	塊炭	一五・五〇
八號小塊炭	八號小塊炭	屑炭	一六・五〇

開 平 炭	印度支那炭	水分	揮發分	固形炭素	灰分	比重	硫黃分	窒素分	發熱量 (ボンプ)
二號塊	鴻基塊	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一一・二五
小塊	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一三・〇〇
特號粉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九・八〇
一號粉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八・九〇
特號コークス	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二・〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇・〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇・五〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七・五〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八・五〇

上海に於ける石炭取扱商の主なるものは左の如くである。

- 邦 商……三井洋行、三菱公司、公信洋行、清原洋行、藤田洋行、山下鐵業、林洋行、復一洋行
- 支那 商……中興煤礦公司、柳江煤鐵公司、濟大公司、福中公司、賈汪煤鐵公司
- 外 商……開灤鐵務所

▼上海輸入主要石炭分析表 (その一)

炭坑名	所在地	工業分析 (100・00)	水分	揮發分	固形炭素	灰分	比重	硫黃分	窒素分	發熱量 (ボンプ)
-----	-----	---------------	----	-----	------	----	----	-----	-----	-----------

(第四) 電力及び燃料

四五

(第四) 電力及び燃料

鴻基	佛領印度支那	一・四三	100.11	八二・五	六・〇〇	一・三六	〇・五三	一・二九	六九・七
山西無煙	山西省	一・〇〇	100.15	七三・七	一〇・七八	一・三六	一・一四	一・二七	六四・三
井徑	河北省	〇・〇〇	三二・九〇	六三・六	一五・三四	〇・三五	一・四七	一・二六	六三・五
開平	〃	〇・〇〇	三二・一六	五二・六	二〇・四八	一・三三	一・〇六	一・三二	六三・九

▼上海輸入主要石炭分析表 (その二)

炭坑名	原素分析 (100.00)				炭歩留	粘結状態	耐碎度	硬度	耐壓度
	炭素	水素	酸素及有機硫黄	窒素					
新金田	六八・八九	五・三五	一七・四八	一・三三	三・五〇	五・五五	六三・〇〇	不良	—
大方城	七三・七四	六・〇二	一三・四四	一・二七	一・七六	三・七七	六三・五〇	佳良	九一・〇
田川	七〇・二四	五・七二	一三・七五	一・二一	一・九四	九・五五	六三・七五	〃	八九・五
〃	六二・九四	五・二九	一三・一八	一・二二	一・八三	五・五二	六三・〇〇	〃	八七・五
〃	六八・三六	四・四四	一七・二七	一・二二	二・〇四	六・七七	六二・五〇	良	八五・〇
〃	七〇・六六	五・六九	一〇・六一	一・四〇	一・六八	一〇・〇五	七一・三五	佳良	九〇・〇
〃	六三・三三	四・七一	一三・八七	一・三〇	一・五九	一六・三〇	七一・五〇	〃	八八・五

(第四) 電力及び燃料

上山田	七三・〇〇	四・五六	一七・五二	一・二七	〇・七八	九・二七	六七・五〇	〃	—
鹽頭	五九・〇八	五・五三	一六・〇九	〇・九四	一・六七	一六・六九	六七・五〇	〃	七七・六
古河下山田	六三・八二	四・一七	二三・六六	一・一四	〇・九五	一六・一六	六八・七五	微	八五・〇
〃	六八・六二	四・四〇	一一・四二	一・〇五	一・六六	一二・八五	六〇・〇〇	良	六九・四
明治	六八・三九	四・七七	一六・九五	一・四〇	二・〇〇	六・四九	六三・五〇	佳良	九三・〇
〃	五七・九六	四・九三	一三・三三	一・二六	一・八九	九・二六	六二・五〇	〃	九一・四
福岡	六四・九七	三・七七	一三・七一	一・一一	一・五二	一四・八八	五七・五〇	〃	九一・〇
新入	六三・八九	四・八一	一一・五三	一・〇〇	一・四〇	一六・一七	五七・〇〇	良	—
〃	六七・〇三	五・五三	九・九二	一・一一	〇・〇〇	五・五一	六五・〇〇	佳良	九〇・〇
〃	七七・三三	五・三七	一一・九九	一・一九	一・三四	一一・七九	六六・三五	〃	八七・〇
〃	七七・八二	五・一八	一〇・五四	一・三〇	一・九九	三・一七	六二・〇〇	〃	九一・〇
新目尾	五八・三三	四・五九	一六・八四	一・〇二	〇・九八	一八・二四	五七・〇〇	良	八九・〇
満ノ浦	六八・六五	六・〇七	一四・七三	一・〇八	一・三五	八・三	六〇・〇〇	佳良	八四・八
三池	七五・二二	五・六七	八・六六	一・三六	〇・二〇	九・〇〇	五九・二〇	〃	九〇・六
杵島	七二・六六	五・五三	一一・七〇	一・四〇	一・三九	七・三三	六〇・〇〇	〃	八七・〇
多久	六四・八五	五・六六	一七・一五	一・三二	一・一六	一〇・〇六	五七・五〇	〃	八五・五

(第四) 電力及び燃料

岩屋	六九・九一	五・三五	一三・三三	一・五四	一・三六	八・六一	三三・七五	〃	九〇・五	八八・九	二六・二
芳谷	七二・七六	五・九五	一三・八六	一・四〇	一・五五	五・四八	六二・五〇	〃	九〇・〇	九二・二	五〇・六
福島	六四・九〇	五・二四	一三・一五	一・七七	一・九五	一三・六二	六二・二五	良	八一・五	七五・二	二九・七
崎戸	六四・五七	五・一三	一〇・三七	〇・九八	〇・三〇	一八・六五	六七・五〇	佳良	八九・〇	九二・三	二〇・八
松島	六四・二二	七・七六	一七・二五	一・四七	〇・九七	八・四三	六〇・〇〇	〃	—	九〇・四	五・四
撫順	六九・七六	五・六七	一三・二六	一・一九	五・六〇	四・六〇	五三・〇〇	微	—	—	—
淄川	八六・三三	四・二四	五・四一	一・四七	〇・六〇	二・〇五	八九・一〇	不良	—	—	—
博山	七三・六六	四・九七	七・二三	一・二二	〇・二〇	一四・三〇	八一・六〇	最良	九四・〇	九五・八	八九・八
鴻基	八三・三三	三・五四	四・四八	一・二九	一・四三	六・〇〇	九二・五〇	不良	—	—	—
山西無煙	七七・二二	三・三五	五・六九	一・二七	一・七〇	一〇・六	九〇・〇〇	〃	—	—	—
井徑	七三・六四	四・四八	五・七八	一・六	〇・六〇	一五・二四	七六・八〇	最良	八九・〇	九三・〇	三五・二
開平	六三・八九	三・九八	九・六四	一・二二	〇・八〇	二〇・四八	七三・七五	良	—	八六・六	八六・八

四、重油

上海の重油輸入數量は統計の徴すべきものなきも、當業者の意見及び上海市内の消費數量より推定すれば艦船燃料用一ヶ年約十萬噸乃至十八萬噸、陸上諸工場其他に一ヶ年約一萬七千噸で、最近年間の上海輸入總額は先づ年十五萬

噸乃至二十萬噸見當と見て大過なからう。上海では陸上燃料としては石炭を用ふるものが多いから、その消費の大部分は艦船用である譯であるが、之も支那時局に依る軍艦の消費量に比例して著しき増減がある。陸上に於ける消費の大宗は佛租界電車電燈水道公司の年額約一萬噸で、其他上海水道會社の年約一千噸、家庭用年約六千噸等がある。取扱業者はスタンダード石油會社及び亞細亞石油會社の二社で、大體取扱量はスタンダードは艦船用を主とし家庭用に約三千噸内外を供給して居り、亞細亞石油は叙上艦船用の外佛租界電氣會社、水道會社及び家庭用にも供給してゐる。兩社の上海に於ける供給設備左の如し。

一、スタンダード石油會社

(イ) 棧橋	一、二〇〇呎、最干潮面水深二四呎
貯油タンク	重油Aに對するもの
二箇貯油能力	合計 八、六〇〇噸
重油B	〃
二箇	〃 八、六〇〇
重油C	〃
三箇	〃 一六、一〇〇
棧橋横付艦船供給用パイプ	三本A、B、C各油に對し一本、供給能力一時間約一四〇噸
沖積用バーチ	上海港内用 一隻

(第四) 電力及び燃料

(第四) 電力及び燃料

積載量 六〇噸
供給能力 一時間 約二五噸

(ロ) 陸上輸送自動車三、積載量合計一五噸

二、亞細亞石油會社

(イ) 棧橋 アッパーボンツーン

二五〇呎 最干潮面水深 二〇呎

ローボンツーン

四七〇呎 最干潮面水深 二〇呎

貯油タンクSolar Oil(A)に對するもの

一箇 貯油能力 四、〇〇〇噸

Tarakan Oil(B)に對するもの

三箇 〃 一四、〇〇〇噸

Heavy Fuel Oil(C)に對するもの

二箇 〃 一二、〇〇〇噸

(ロ) 陸上輸送自動車五、積載量合計一八噸

尙積込に要する諸掛は亞細亞、スタンダード共上海港積船内に對し積込費用每噸一弗五仙、自動車にて供給每噸三弗七十仙見當である。

重油の市價は船舶用に對しては亞細亞、スタンダードは販賣協定を結び(A)七十一志、(B)六十六志、(C)六十一志として居り、二百噸以上購入の者に對しては噸當り二志六片を割引いて居るが、陸上用重油は凡て銀建となつてゐる爲め、爲替變動の激しい昨今では一般市價を稱するものを得難い現状にある。陸上用として多く用ひられてゐるのは亞細亞の“Shell” Wiesel Oil及び Solar Oil、スタンダードの Socony Acocoy Turbine Oil 125 及び Fuel Oil、この方面では兩社は値段協定によつて多量の買入に對しても値段の引下をなさぬ模様である。今参考の爲め少し古いが一九三〇年に成約あつたものに就きその相場を記せば左の如し。

一、亞細亞石油會社

	“Shell” Wiesel Oil	Solar Oil
一月	四六弗三〇	四九弗三〇
六月	六一弗三〇	六四弗三〇

二、スタンダード石油會社

Socony Acocoy Turbine Oil 125 一インポリアル・ガロンに付二兩〇五にして、一九三〇年三割方値上をした。
Fuel Oil は一噸に付三井抜金二十九圓

次に亞細亞、スタンダード兩社製品の分析表を示せば左の如し。

(第四) 電力及び燃料

	Standard			A. P. C.				
	A	B	C	A	B	C		
A.P.I. @50F	33° +			20°/24°	17/18, °5	24°	19/20°	17/19°
Viscosity @ 100F	38/41"			80/100"	60/80"	40"	100/108"	60/80"
Flashp @ F	250/210			225°/335°	230°	225°	215°	230°
Ash	Trace			Trace	Trace	Trace	Trace	Trace
Sulphur	Less than 1%			Less than 1%	?	Less than 1%	Less than 1%	?
B.T.U.	19,500 +			19,000/19,250	18,800 +	19,000 +	18,900 +	18,800 +

第五 水

一、水 質

濁流滔々たるは支那河川の常で、清水を容易に得難きは上海製造工業家の最も苦痛とする所であり、上海に於ける綿布染色工場の尤たる達豊廠の如きも河水を濾過して使用してゐる。其他各工場も或は水道水を用ひ、或は鑿井水を用ひてゐるが、何れも用水上少なからぬ不便を感じてゐる。然し乍ら之等河水、水道水、鑿井水等の水質は比較的

良好の様で、某所調査の結果によれば次の如くである。

浮遊物	黄浦江水				英租界水道水				佛租界水道水				支那街水道水																											
	全固形物	灼熱減量	酸化鉄	礬土	石灰	苦土	硅酸	硫酸	全固形物	灼熱減量	酸化鉄	礬土	石灰	苦土	硅酸	硫酸	全固形物	灼熱減量	酸化鉄	礬土	石灰	苦土	硅酸	硫酸	全固形物	灼熱減量	酸化鉄	礬土	石灰	苦土	硅酸	硫酸								
	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80
	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80
	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80
	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80	136.60	131.0%	42.00	12.00	10.00	1.50	6.80	6.80

尙最近阿部工業所にて分析したる上海地下水、水道、河水の水質を比較せば次の如くである。

全固形物	江南紙廠		裕豐紗廠		大康紗廠		黄浦江水		水道
	井深500尺	井深300尺	井深300尺	井深300尺	井深300尺	井深300尺	井深300尺		
全固形物	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00	110.00
全硬度	17.60	17.60	15.35	15.35	18.43	18.43	17.60	17.60	17.60

(第五) 水

有機物	(Si O ₂)	K1・1100	H01・H00	50・50	159・00	25・810
酸	(Ca O)	1H0・K00				
石灰	(Mg O)	2H・1H0		17・H0	57・00	
苦土	(Fe ₂ O ₃)	10・2H0		40・六五	40・元	
鉄	(Al ₂ O ₃)	1E・010	二・八五	痕跡	77・00	0・080
アルミナ	(NH ₃)	0・011		15・90	77・00	
アンモニア	(SO ₃)	10110・九八				0・110
硫酸	(Cl)	101・九五0	一三・〇四	57・六	15・三五	三四・九八
鹽素	(N ₂ O ₃)		0・100			0・500
硝酸						
亞硝酸						

二、水道料金

上海には共同租界、佛租界及び閘北租界外の三水道會社あり、其の料金は次の如くである。

一、共同租界水道會社上海自來水公司料金

一ヶ月の使用量一萬ガロン以下 五弗(使用量の如何を問はず一率に徴收す)

- 一ヶ月二十萬ガロン以下 千ガロンに付 〇・五弗
- 二十萬ガロン以上五十萬ガロン以下 〇・四五弗
- 二十萬ガロンを超過する量に對し千ガロンに付 〇・四〇弗
- 五十萬ガロン以上七十萬ガロン以下 〇・三五弗
- 五十萬ガロンを超過する量に對し千ガロンに付 〇・四〇弗
- 七十萬ガロン以上百萬ガロン以下 〇・三五弗
- 百萬ガロン以上 〇・三〇弗

二、閘北水電公司料金

- 一ヶ月使用量一萬ガロン以下 五弗
- 一萬ガロン以上二十萬ガロン以下 千ガロンに付 〇・五〇弗
- 二十萬ガロン以上五十萬ガロン以下 〇・四五弗
- 五十萬ガロン以上 〇・四〇弗

(註) 千ガロンは我が約二十五石二斗に當る

三、佛租界水道會社佛商自來水公司料金

普通料金 一立方米に付 〇・〇八七五兩

(但し一立方米は二二〇ガロンであるから千ガロンに付〇・三九七兩)

大量料金 同會社は工業用水として供給せる向き少き爲め大量供給の料金規定がなく其都度特別契約を以て之を定めてゐる。

三、鑿井水

最近鑿井水を使用する住宅、工場漸く増加する傾向あり、その水量も比較的豊富なる模様で、今後河水或は水道の便なき偏狭地帯の工場用水として最も注目されてゐる。上海では染色工業の或者の如きは高價なる水道水では採算不可能なるも、鑿井水ならば充分採算可能なる由である。以下上海に於ける鑿井に就て参考事項を概述しやう。

(一) 上海の地下水層

第一水層地下二百七十尺乃至三百尺 層厚 四十尺以上
 第二水層地下四百五十尺乃至五百尺 層厚 三十尺

(二) 揚水量 次表は第一水層の水量を標準としたものであるが、第一、第二水層より併取する時は其水量は約二割増加し、第二水層のみより汲取する時は約三割減となる。

徑三吋鐵管裝入	一晝夜約五萬ガロン	地下水層による 自然噴水
〃四吋	〃 八萬	〃 四萬
〃五吋	〃 十五萬	〃 六萬
〃六吋	〃 二十萬	〃 八萬
	壓搾空氣を用ふる場合	
	一晝夜約二萬ガロン	

多くの水量の要する時は徑五吋位の鑿井數箇を設くるを可とする。因に上海では深さ三百尺見當の鑿井が最も成績良好なる由である。

(三) 鑿井工費

三百尺鑿井費	約 八〇〇兩	五百尺鑿井費	約 一、六〇〇兩	壓搾空氣裝置一切	約 六、五〇兩	地下水槽費	徑六尺約 七〇〇兩
徑三吋鑿井	〃 一、六〇〇	〃 四吋	〃 二、五〇〇	〃 五吋	〃 四、五〇〇	〃 六吋	〃 二、八〇〇
〃 四吋	〃 三、〇〇〇	〃 五吋	〃 四、五〇〇	〃 六吋	〃 六、五〇〇	〃 七吋	〃 八、〇〇〇
〃 五吋	〃 四、五〇〇	〃 六吋	〃 六、五〇〇	〃 七吋	〃 八、五〇〇	〃 八吋	〃 一、〇〇〇

(註) 壓搾空氣裝置にはモーターを附屬す

第六 氣象

一、氣 溫

▼最近六ケ年間氣溫月別表(攝氏)

一 月	一九二五年 二・九	一九二六年 三・八	一九二七年 三・九	一九二八年 四・二	一九二九年 四・六	一九三〇年 一・五
(第六) 氣 象						五九

(第六) 氣象

二月	三・一	四・六	四・〇	四・六	四・〇	六・五
三月	八・六	八・七	七・四	八・六	八・六	一〇・一
四月	一一・二	一三・六	一三・三	一四・〇	一四・七	一四・七
五月	一九・〇	二〇・四	一八・六	一九・一	一九・一	一九・七
六月	二四・三	二一・七	二二・九	二二・七	二三・四	二三・九
七月	二六・一	二七・七	二八・〇	二七・〇	二七・三	二八・六
八月	二六・六	二八・七	二七・八	二六・一	二七・七	二七・九
九月	二二・二	二四・五	二二・五	二三・八	二三・一	二二・九
十月	一八・一	一六・七	一七・六	一七・七	一八・〇	一八・一
十一月	一三・五	一二・八	一三・八	一二・四	一一・三	一〇・六
十二月	五・五	五・〇	八・一	七・二	六・六	七・四

【註】溫度は其の月の平均を示す

二、濕度

▼最近六ヶ年間濕度月別表(百分率)

一月	八〇	七三	七六	七八	七八	七七
一九二五年						
一九二六年						
一九二七年						
一九二八年						
一九二九年						
一九三〇年						

二月	七六	七七	七九	七六	七四	七八
三月	七四	七二	七八	八三	七一	八〇
四月	七二	七二	七三	七八	六九	八三
五月	八一	七六	七三	八〇	八三	八三
六月	七九	八二	八四	八二	八三	八三
七月	八六	七九	八三	八三	八三	八一
八月	八六	七九	八四	八二	八三	八一
九月	八〇	八二	七九	八一	八三	八〇
十月	七〇	七二	七四	七二	七五	七七
十一月	七六	八〇	七一	七五	七一	七三
十二月	六八	七七	七二	七八	八三	七八

【註】百分率は其の月の平均を示す

三、降水量

▼最近六ヶ年間降雨量月別表(糎)

一月	六二・七	二二・四	二〇・七	九六・二	五六・七	四六・二
一九二五年						
一九二六年						
一九二七年						
一九二八年						
一九二九年						
一九三〇年						

(第六) 氣象

(第六) 氣象

年	(二) 曇天日數											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九二五年	一九	一二	一六	一四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一九二六年	九	一五	一五	一二	二	三	四	七	二	八	八	八
一九二七年	〇	一七	一五	一二	四	四	六	四	二	六	六	六
一九二八年	一五	一二	一三	九	五	六	五	二	三	二	六	六
一九二九年	一五	一二	一〇	七	三	九	二	二	〇	一	二	八
一九三〇年	一四	一三	一五	二一	五	四	三	一	五	二	六	五

(一) 快晴日數

年	(第六) 氣象											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九二五年	四	三二・九	六六・一	二九・〇	一五一・七	六〇・九	一四一・〇	八八・八	一三一・〇	五・七	四八・〇	一四・六
一九二六年	一一	二九・九	六三・七	五五・六	四六・一	二五〇・七	一四九・九	一七五・五	二二〇・九	五一・九	六四・一	七一・二
一九二七年	九	一一〇・三	一二四・八	一二〇・八	四一・七	一八六・八	一七一・一	二二五・六	八〇・七	二八・八	四四・三	九・三
一九二八年	四	三一・八	七四・六	七一・四	一二・五	二〇五・三	一四六・二	一二四・四	二九一・八	八・二	四四・二	三八・〇
一九二九年	七	一八・五	九・九	二七・五	九七・一	九〇・三	一一〇・九	二四七・四	四九・九	一六・四	二八・三	一四三・六
一九三〇年	一	二八・七	一一・二	一七〇・九	九七・九	二〇〇・〇	一四一・七	一六一・七	九二・二	一三一・一	四七・〇	五六・三

四、天候

【註】降雨量は其の月の平均を示す

(第六) 氣象

五	六	七	八	九	十	十一	十二
月	月	月	月	月	月	月	月
二	三	一	五	六	三	六	三
三	三	七	九	二	二	三	九
一	一	七	〇	一	一	四	八
〇	二	〇	五	二	六	八	六
〇	三	一	九	一	一	〇	六
一	一	二	一	一	二	二	一
五	一	一	一	一	一	一	一
七	九	四	三	七	七	七	七

(三) 雨天日數

一	二	三	四	五	六	七
月	月	月	月	月	月	月
二	八	二	六	一	一	六
一	四	四	七	七	五	一
四	四	一	七	七	九	一
四	四	一	七	七	九	一
二	二	一	一	一	一	一
二	二	一	一	一	一	一
二	二	一	一	一	一	一
二	二	一	一	一	一	一
二	二	一	一	一	一	一

第七 稅 金

一、日本關係の稅金

八	九	十	十一	十二
月	月	月	月	月
三	二	七	六	六
一	二	二	一	一
八	九	六	一	六
八	七	七	七	三
〇	四	一	〇	二
一	一	一	一	一
二	二	一	一	一
二	二	一	一	一
二	二	一	一	一

本邦會社法の定むるところに依り、本社を上海に有する會社を設立せんとする時は、其手續等は全く日本内地に於けると同様で、只上海日本總領事館に登記すればよい。日本關係の稅金としては右登録稅の外に上海居留民團の課金がある。左に夫等關係條項を摘録しやう。

(一) 登録稅

財產を目的とする出資登録稅價額
一萬圓未滿
一萬五千圓未滿
十圓
十三圓

(第七) 稅 金

(第七) 税 金

(イ) 合資會社の場合

- 二萬圓未満
- 二萬五千圓未満
- 二萬五千圓以上五十萬圓未満は二萬五千圓を超過する金額一萬圓毎に金一圓を加算す

十六圓
十九圓

(ロ) 合名會社及び合資會社出資増加の場合に財産を目的とする出資の總額に對し前項に據り納付すべき登録税より既に納付したる設立又は出資増加の登録税を控除したる金額

(ハ) 株式會社及び株式合資社設立の場合に拂込株金額又は拂込株式金額及財産を目的とする株式以外の出資の價額に對し第一項記載の登録税を課す

(ニ) 株式會社及び株式合資會社の資本増加竝に第二回以後の拂込の場合に(ロ)に準據す

(ホ) 前記各項に該當せざる場合は每一件金一圓、但し新に納付すべき登録税又は既納の登録税と新に納付すべき登録税との合算額が三百圓を超えたる時は之を三百圓に減じ、既納登録税三百圓に達したる時は其後の登録には課税せざるものとす

財團法人又は營利を目的とする社團法人にして登記をなさんとする時は一件毎に金壹圓の登記税を納付すべきものとす

(ヘ) 左の事項に付登記する時は一件に付金一圓の登記税を納付するを要す

A、商號の新設又は取得

B、支配人の選任又は代理權の消滅

C、船舶管理人の選任又は代理權の消滅

D、商法第五條及び第七條による登記

E、民法第七百九十四條、七百九十五條及び七百九十七條による登記

F、登記事項の消滅又は廢止

(二) 課 金

上海居留民團の現行課金條例の全文左の如し。

▲課金條例(昭和五年二月七日)
上海居留民團條例第一號

第一條 本居留民團課金を分ちて左の四種とす

一、本民團地區内に於て土地永借權を有する者に土地課金を賦課す

二、本民團地區内に一戸を構へ居住する者若くは資産を有し又は營業を爲す者に戸別課金を賦課す

一戸を構へざるも獨立の生計を營む者若くは一定の收入ある者又は營利行爲を爲す者は一戸を構ふる者と見做す

三、本民團地區内に於て特殊の業務を營む者に特殊課金を賦課す

四、本民團地區内に於て遊興を爲す者に遊興課金を賦課す

第二條 土地課金は左の課率に依りて之を賦課す

一、公共居留地内の土地は上海工部局の評定價格の一萬分ノ六

(第七) 税 金

二、公共居留地外の土地は土地價格調査委員會の調査を経て行政委員會の決定したる評定價格の一萬分ノ六

公共居留地内の土地にして工部局評定價格未決定の者は本條

第二號に準ず

第三條 戸別課金は納課義務者の資力を算定し第五條の等級に依り其の負擔個數を定めて之を賦課す

戸別課金納課義務者の等級は課金調査委員會の調査を経て行政委員會之を決定す、但し新に納課義務を生じたる者の課金等級は課金調査委員會の調査を経て行政委員會之を決定することを得

第四條 前條の資力は左の如き資料に據りて算定す

一、資産状態

二、營業又は職業の種類其の體様竝に收得額

三、俸給給料賞與歳費年金諸手當及之等の性質を有する給與

四、營業所工場及び住宅の位置構造並に其賃貸價格
五、從業員の員數
六、家族の員數

第五條 戸別課金の等級及び其の負擔個數は左の如し

級	負擔個數	級	負擔個數	級	負擔個數
一	(一) 一三	(二〇) 二五	(一九五) 三七(一、一八五)		
二	(一・五) 一四	(二五) 二六	(二三〇) 三八(一、三六三)		
三	(二) 一五	(三一) 二七	(二七〇) 三九(一、五六六)		
四	(二・五) 一六	(三八) 二八	(三一六) 四〇(一、七七〇)		
五	(三) 一七	(四六) 二九	(三六九) 四一(一、九七五)		
六	(四) 一八	(五六) 三〇	(四三〇) 四二(二、一八〇)		
七	(五) 一九	(六八) 三一	(五〇〇) 四三(二、三八五)		
八	(六) 二〇	(八二) 三二	(五八〇) 四四(二、五九〇)		
九	(八) 二一	(九八) 三三	(六七一) 四五(二、七九五)		
一〇	(一〇) 二二	(一一七) 三四	(七七五) 四六(三、〇〇〇)		
一一	(一三) 二三	(一三九) 三五	(八九四)		
一二	(一六) 二四	(一六五) 三六	(一、〇三〇)		

第十一條 土地價格調査委員及び課金調査委員は毎年行政委員會に於て前年度中課金を納付したる民團の地區内に居住する帝國臣民中より推薦し行政委員會長之を囑託す

第十二條 土地價格調査委員は名譽職とす

第十三條 行政委員會は土地價格の調書土地價格調査委員會に納課義務者等級の調書を課金調査委員會に提出すべし

第十四條 土地價格調査委員會又は課金調査委員會は行政委員會長の招集に依り之を開く、其の會期は十四日以内とす

第十五條 土地價格調査委員會又は課金調査委員會は開會の始に當該委員中より委員長を選挙すべし

委員長事故あるときは出席したる委員中の年長者其の職務を代行す

第十六條 土地價格調査委員會又は課金調査委員會は定員の過半数出席するに非ざれば會議を開くことを得ず

議事は出席委員の過半数を以て之を決す、可否同數なるときは委員長之を決す

第十七條 土地價格調査委員は自己の所有占有使用若くは利害關係を有する土地に關しては委員會の決議に與ることを得ず

四十七級以上は一級を増す毎に負擔個數二百五十個を加ふ
第六條 戸別課金納課義務者の賦課額は總個數を以て所要金額を除之に各自の負擔個數を乗じたるものとす

第七條 納課義務者は毎年一月中に資産額前年中の収入額所得額使用建物賃貸價格從業者及び家族の員數等を民團に申告すべし

新に納課義務を生じたる者は前項に準じて申告すべし

新に土地に對する永借權を取得したる者は所在地面積及び價格を申告すべし

第八條 第四條第三號所定の諸給與の支拂を爲す者は其の支拂調書を作製して毎年一月中に之を民團に提出すべし

前項調書に異動を生じたるときは其の都度民團に申告すべし

第九條 行政委員會は納課義務者徵收義務者又は其の關係者に對し課金の調査に關し事實の證明若くは必要書類の提出或は閱覽を求め又は質問を爲すことを得

納課義務者徵收義務者又は其の關係者は前項の請求を拒むことを得ず

第十條 土地價格調査委員は五人課金調査委員は二十人とす、但し特別の事由あるときは行政委員會は之を増減することを得

課金調査委員が自己若くは自己と利害關係を有する者の課金に關する場合亦同じ

第十八條 行政委員は土地價格調査委員會又は課金調査委員會に出席して意見を陳述することを得

第十九條 土地價格調査委員長又は課金調査委員長は其の決議の結果を遲滞なく行政委員會長に通知すべし

第二十條 土地價格調査委員會又は課金調査委員會が第十四條の會期内に土地價格又は課金の調査を結了せざるときは其の調査を經ずして行政委員會之を決定す

第二十一條 行政委員會は土地價格課金等級及び賦課額を決定したるときは之を納課義務者に通知すべし

第二十二條 課金の賦課を受けたる者が行政委員會の決定したる課金の賦課に付異議あるときは納入の告知を受けたる日より一月以内に不服の事由を具し行政委員會に異議を申立てることを得

第二十三條 前條の申立ありたるときは行政委員會を開き其の意見を徴したる上之が決定を爲すべし
審査委員は土地價格に對する異議に付ては行政委員二人土地價

格調査委員二人人民會議員二人課金等級及び其の賦課に對する異議に就ては行政委員二人課金調査委員三人人民會議員二人を以て之を組織す

前項の審査委員は行政委員長之を囑託す

第九條第十二條乃至第二十一條の規定は之を審査委員會に準用す

第二十四條 納課義務者は第二十二條に依り異議の申立を爲したる場合と雖も課金の納付を拒絶することを得ず

行政委員會は審査の結果既に納付したる課金額に過不足を生じたるときは遅滞なく之が追徴又は還付を爲すことを要す

第二十五條 納課義務者にして其の資力に顯著なる減損を生じたるときは其の事實を疏明して課金の減額を申請することを得

特殊課金を賦課せらるる者休業一月以上に渉るときは其事由を具し免除の申請を爲すことを得

第二十六條 納課義務者にして營業又は職業の種類及び其の體様に變動ありたるときは新に其の申告を爲さしめ課金等級は課金調査委員會の調査を経ずして行政委員會之を決定することを得

し之を賦課し其の賦課率は花代の百分ノ五とす

第三十二條 遊興課金は料理屋待合検査置屋等の營業者を以て徵收義務者とす、徵收義務者は納課義務發生の都度納課義務者より之を徵收し納課義務者に對し納課濟なることを證すべし

第三十三條 前條の營業者は民團所定の帳簿を備ふべし

第三十四條 徵收義務者は民團所定の帳簿を備へ且つ其の月分の花代其の他必要の事項を翌月十五日迄に行政委員會に申告すべし

第三十五條 第三十二條の徵收義務者に對しては徵收手数料を給することを得、手数料の額は行政委員會之を定む

第三十六條 徵收義務者にして遊興課金の徵收を怠り依て民團に損害を被らしめたるときは行政委員會は徵收義務者に對し之が損害を賠償せしむることを得

第二十七條 土地課金は其の年額を四分し毎年六月九月十二月及び三月に之を徵收す

戸別課金は其の年額を十二分し毎月之を徵收す、但し月割高に端數を生じたるときは行政委員會に於て適宜之を按分徵收す

課金年額墨銀十弗を超えざる場合其の全額又は半額を一時に徵收することを得、納課義務の發生又は消滅の時は月割を以て之を徵收又は免除す

第二十八條 納課義務者にして民團地區内に居所を有せざるときは課金に關する事務を處理せしむる爲め民團地區内に住居する帝國臣民を納課代理人と定め民團に申告すべし

第二十九條 特殊課金は左の課率に依りて之を賦課す、但し興行を營む者に對しては特殊課金の外戸別課金を賦課することを得

- 一、甲種藝妓 月額墨銀三弗
- 二、乙種藝妓 月額墨銀一弗

三、興行 日額最高觀覽料の二人分に相當する金額

第三十條 特殊課金は毎月之を徵收す、但し興行を營む者に對する課金は隨時之を徵收することを得

第三十一條 遊興課金は甲種藝妓を招き金員を消費したる者に對

第三十七條 徵收義務者は毎月二十五日迄に前月分の遊興課金を納付すべし

第三十八條 課金を滞納したる者に對しては國稅徵收に關する規定に準據して之を處分す

第三十九條 課金を滞納したる者に對し督促令狀を發したるときは手数料として每一通墨銀五拾仙を徵收す

附 則

本條例は昭和五年四月一日より之を施行す、但し遊興課金の徵收は昭和五年十月一日より之を實施す

大正十五年三月十九日上海居留民團條例第一號は本條例施行の日より之を廢止す

本條例施行の際直に本條例の規定に依り難き條項は舊規定に則り行政委員會之を處理することを得

二、共同租界の税金

(一) 土地税

工部局評價額の千分ノ七を年二回に納付するを要し、この評價額は五年目毎に改訂される。

(二) 家屋税

(イ)租界内は家賃の一四%(一ヶ月)、(ロ)準租界内は家賃の一三%(一ヶ月)を年四期に分つて三ヶ月分宛借主が前納する。租界外の家屋にあつては全然工部局に納税の必要はない。

三、佛租界の税金

- (一)土地税 評價額の千分の六
- (二)家屋税 家賃の一三%

四、支那政府の税金

支那政府に納むべき地租は左の如くである。

上海縣	每畝	一、五〇〇文
寶山縣	〃	二、〇〇〇文

上海兩との換算率は一、五〇〇文が一兩と定められてゐる。毎年十二月十五日を以て納付期日とし、知縣が之を徴收してゐる。

第八 建築に関する参考事項 (一九三〇年一月調査)

一、コンクリート用砂の値段

寧波砂を使用して百立方尺に付二十弗見當

二、上海に於ては工場用としてのアスファルトの使用を許可せず。

三、上海に於ける風力の記録は一平方尺に付三十封度である。

四、上海に於ける積雪の記録は一平方尺に付十封度位である。

五、工場向建物の内最も多きは煉瓦造にして、之に次ぐは鐵骨コンクリート造である。鐵骨造は最も少い。因に上海では木造建工場は許可されない。

六、木材相場

1吋×12吋×1,000尺米材にて八十兩見當

七、石材相場

蘇州花崗岩 尺角二兩三匁見當

八、煉瓦相場

手煉り	一萬箇に付	百二十弗見當
機械製	〃	二百二十弗見當

九、トタン板相場

7吋 一枚に付 二兩二匁見當

(第八) 建築に関する参考事項

(第八) 建築に関する参考事項

一〇、鐵材相場

一噸に付 百六十兩見當

一一、セメント相場

日本品 一樽に付 三兩二匁見當

一二、大工、左官、石工、人夫、職工等の供給は豊富にして建築請負人は大抵支那人である。

一三、建築費概算

(イ)住宅

煉瓦造二階建

一方ニ付

五百五十兩

(ロ)工場

一、煉瓦造平家建

〃

二百三十兩

二、煉瓦造二階建

〃

四百八十兩

三、鉄筋コンクリート平家建

〃

二百八十兩

四、鉄骨造側鉄筋コンクリート

〃

三百五十兩

【註】鉄骨造側トタン板は不許可。

一四、埋立費

一畝(mow)を一尺地上げするに要する土代及び工賃等は合計約三百弗である。

附録 中華民國の工場に関する諸法規

一、工 廠 法 (工場法)

(民國十八年十二月三十日公布
民國二十年八月一日より施行の豫定)

第一章 總 則

第一條 凡そ蒸氣力、電力、水力、發動機を使用する工場にして平時三十人以上の工人を備用するものには本法を適用す

第二條 本法に稱する主管官署とは特別規定あるものを除く外、市にありては市政府、縣にありては縣政府となす

第三條 工場は工人名簿を作製し工人に關する左記事項を登記することを要す

- 一、姓名、年齢、原籍及住所
- 二、雇入年月

(附録一) 工 廠 法

三、作業種類、時間及報酬

四、技能及品行

五、作業能率

六、工場に於ける賞罰

七、疾病の種類及原因

第四條 工場は六箇月毎に一回左記事項を主管官署に報告することを要す

一、工人名簿

二、工人の傷病及其治療經過

三、變災事項及其救済

四、退職工人及其退職の理由

第二章 幼年工及女工

第五條 凡そ十四歳未満の男女は工場工人に雇用することを得ず

十二歳以上十四歳未満の男女にして本法公布以前既に工場に於て作業せるものは本法施行の時主管官署の許可を得て其年限を延長することを得

第六條 十四歳以上十六歳未満の男女工人は幼年工と爲し幼年工は唯簡易なる作業にのみ従事することを得

第七條 幼年工及女工は左記の各種作業に従事することを得ず

- 一、爆發性、引火性或は有毒なる物品の處理
- 二、塵埃、粉末或は有毒氣體の散布せる場所に於ける作業

- 三、運轉中の機械或は動力傳導装置の危險部分に於ける掃除、注油、検査、修理及皮帶繩索の上げ下し等

四 高壓電線の接續

- 五、溶礦物或は礦滓の處理
- 六、鍋爐の燃火
- 七、其他風紀を害し或は危險性ある作業

第三章 作業時間

第八條 成年工人毎日の實際作業時間は八時間を以て原則となす、若し地方の状況或は作業の性質に因り作業時間延長の必要有るときは十時間迄延長することを得

第九條 工場にして晝夜交替制度を採用するものは全工人の順次を少くとも毎週一回交替とす

第十條 第八條に規定する外天災、事變及季節の關係に因り作業時間を延長することを得

但毎日の總作業時間は十二時間を超ゆることを得ず、其延長時間は毎月三十六時間を超ゆることを得ず

第十一條 幼年工毎日の作業時間は八時間を超ゆることを得ず

を得ず

第十二條 幼年工は午後七時より翌朝六時迄の時間内に於て作業することを得ず

第十三條 女工は午後十時より翌朝六時迄の時間内に於て作業することを得ず

第四章 休息及休暇

第十四條 工人が五時間以上作業を繼續したるときは半時間の休息を與ふることを要す

第十五條 工人には七日毎に一日の休息を與ふることを要す

第十六條 政府法令が規定したる紀念日は總て休日と爲すことを要す

第十七條 一定期間繼續勤務せる工人に對しては特別休暇を與ふることを要す、休暇日數左の如し

一、工場に於ける作業日數一年以上三年未満の者は毎年七日

二、工場に於ける作業日數三年以上五年未満の者は毎年十日

三、工場に於ける作業日數五年以上十年未満の者は毎年十四日

四、工場に於ける作業十年以上の者の特別休暇は毎年一日を加算し其總數は三十日を超ゆることを得ず

第十八條 第十五條乃至第十七條の規定に依る休日及休暇期間内は工賃を支給す、若し工人が特別休暇を願は

ざれば其休暇期間内の工賃を増給することを要す

第十九條 軍用及公用の作業に關し主管官署が必要と認めたるときは工人の休暇を停止することを得

第五章 工 賃

第二十條 工人の最低工賃率の規定は各工場所在地に於ける工人の生活状態を以て標準と爲すことを要す

第二十一條 工場は工人に對し其地の通用貨幣を以て工賃を支給することを要す

第二十二條 工賃の支給は期日を定め少くとも毎月二回發給することを要す、請負工の工賃亦同じ

第二十三條 第十條及第十九條の規定に依り作業時間を延長したる時の工賃は平日毎時間工賃の三分ノ一乃至三分ノ二を増給すべし

第二十四條 男女同等の作業を爲し其効力相同じき時は同等の工賃を支給すべし

第二十五條 工場は工人に對し豫め工賃を控除して違約金或は賠償の用と爲すことを得ず

第六章 作業契約の終止

第二十六條 定期の作業契約満期の時は双方の同意を得て之を繼續することを得

第二十七條 無定期の作業契約に於て若し工場が之を終せしめんと欲するときは事前工人に豫告すべし、其豫告期間は左記の規定に依る、但契約に特別長き豫告期間の規定あるものは其契約に従ふものとす

一、勤続三個月以上一年未滿のものは十日以前に豫告すること

二、勤続一年以上三年未滿の者は二十日以前

三、勤続三年以上の者は三十日以前

第二十八條 工人は前條の豫告を受けたる後他の工作を求むる爲め、作業時間内に請暇して外出することを得但毎週二日の作業時間を過ぐることを得ず、其請暇期日内は工賃を支給す

第二十九條 工場が第二十七條の規定に依り契約終止を豫告する時は工人の得べき工賃を支給する外該條に定むる所の豫告期間内工賃の半額を支給することを要す

第二十七條の規定に依らずして即時契約を終止するときは工人に該條にて定むる所の豫告期間内の工賃を支給することを要す

第三十條 左記各項の一に該當するときは假令作業契約満期前と雖も工場は契約を終止することを得、但し第二十七條の規定に依り工人に豫告すべし

- 一、工場が全部或は一部の休業をなす時
- 二、工場が不可抗力に因り停業一ヶ月以上に及ぶ時
- 三、工人が作業の任に堪えざる時

第三十一條 左記各項の一に該當するときは假令作業契約満期前にありと雖も工場は豫告なく契約を終止する

ことを得ず

一、工人が屢々工場規則に違反したる時

二、工人が故なくして繼續欲勤三日以上に及び或は一箇月の内故なくして欲勤したる日が三日以上に及びたる時

第三十二條 不定期の作業契約に於て工人が契約を終せしめんと欲するときは一週間以前に工場に豫告することを得

第三十三條 左記各項の一に該當するときは假令契約満期前と雖も工人は豫告なく契約を終止することを得

一、工場が作業契約或は労働法令の重要規定に違反したる時

二、工場が故なくして規定の期日に工賃を支給せざる時

三、工場が工人を虐待したる時

第三十四條 第三十條第三款、第三十一條第一款及第三十三條の各項に對し確執を生じたるときは工場會議之を處理することを得

第三十五條 作業關係終止したるときは工人は工場に向つて作業證明書の發給を請求することを得、工場は之を拒絶することを得ず、但工人が第三十三條の規定に依らずして即時契約を終止し或は第三十一條記載の各項の一に該當するときは此限りにあらず、前項證明書には左記各項を記載すべし

一、工人の姓名、年齢、原籍及住所

二、作業の種類

三、作業の期間及成績

第七章 工人の福利

第三十六條 工場は幼年工及徒弟に對し補習教育を受けしめ且其費用の全部を負担することを要す、其補習教育の時間は毎週少くとも十時間とす、其他未教育工人に對しても亦其教育を酌量補助すべし、前項補習教育の時間は作業時間以外に在るものとす

第三十七條 女工の分娩前後は八週間作業を停止せしめ工賃を支給することを要す

第三十八條 工場は事情の許す範圍内に於て工人を補助し工人の貯蓄及組合等の事業を開設することを要す

第三十九條 工場は事情の許す範圍内に於て工人に對し適當の娯樂を奨励することを要す

第四十條 工場は毎營業年度末決算の時若し純益あらば株式利息及法定積立金を除き全年作業し且過失なき工人に對し賞與金を支給し或は純益を分配する事を要す

第八章 工場の安全及衛生設備

第四十一條 工場は左記の安全設備をなすことを要す

一、工人の身體上の安全設備

二、工場建築上の安全設備

三、機械装置の安全設備

四、工場火災等の豫防の安全設備

第四十二條 工場は左記の衛生設備をなすことを要す

一、空氣流通の設備

二、飲料清潔の設備

三、洗面所及便所の設備

四、光線の設備

五、毒質防止の設備

第四十三條 工場は工人に對し變災豫防の訓練をなすことを要す

第四十四條 主管官署が若し工場の安全或は衛生設備不完全なることを發見したるときは、期限を附し改善せしめ、且つ必要に應じ其一部の使用を停止せしむることを得

第九章 工人の補助及慰藉

第四十五條 労働保險法施行以前に於て工人が職務執行に因り傷病を致し或は死亡したるときは工場は其醫藥補助費及慰藉料を支給することを要す、其補助及慰藉の標準は左の如し
但し工場資本五萬元以下のものは主管官署に申請し其給與額を減少することを得

一、傷病に因り暫時作業不能となりたる工人に對しては其醫藥費を負担する外、毎日平均工賃の三分ノ二の補助費を支給す、若し六個月を経過し尙全癒せざ

るときは其毎日の補助費は平均工賃の二分ノ一迄減少することを得、但一年を以て限りとす

或は夫となし妻或は夫なきものは左記の順序に依る、但工人の遺囑ありたるときは其遺囑に従ふものこす

二、傷病に因り廢殘の工人となり永久に其全部或は一部の作業能力を失ひたるものに對しては廢殘補助費を支給し、其補助費は廢殘部分の程度を以て標準と爲す、但最高三年分最低一年分の平均工賃を過不足することを得ず

第一 子女

第二 父母

第三 孫

第四 同胞の兄弟姉妹

三、死亡工人に對しては五十元の葬儀費を支給する外其遺族に對し慰藉料三百元及二年分の平均工賃を給與することを要す、前項平均工賃の計算は其工人の工場に於ける最後の三ヶ月平均工賃を以て標準とす

第四十七條 工人が若し結婚葬儀等の事項により至急金

葬儀費及慰藉料は一回支給するものとす、但傷病及廢殘補助費は期日を定めて給與することを得

錢の必要を生じたる時は工場に向つて一ヶ月以内の工賃の前拂或は貯蓄の全部或は一部の返還を請求することを得

第四十六條 前條の慰藉料を受取るべきものは工人の妻

のとは先づ其工場の工人代表と工場と協商して之を處理し若し解決不可能或は二工場以上の事項に涉る時は工場會議之を處理す、而して工場會議に於ても尙解決不可能の時は勞資爭議處理法に依り處理す

第四十九條 工場會議は工場代表及全工場工人の選舉せる同數代表之を組織す、前記工場代表は工場或は勞工事情に通曉せるものを選任し工人代表選舉のときは主管官署派遣員の監督を申請することを要す

第四十八條 工場が變災に遭遇したるとき若し工人にして死亡或は重大の傷害を受けたるものあらば其經過狀況及善後辦法を主管官署に向つて五日内に報告することを要す

第五十條 工場會議の職務左の如し

一、作業能率増進の研究

二、工場及工人關係の改善並に其爭議の調停

三、作業契約及工場規則實行の協助

四、作業時間延長辦法の協商

五、工場内の安全及衛生設備の改善

六、工場或は工場改良の建議

七、工人の福利事項計劃

第五十一條 前條記載の各事項にして一工場に關するも

第五十六條 工場が徒弟を雇用せんとする時は徒弟或は

(附録一) 工 廠 法

八五

第十 章 工 場 會 議

第四十九條 工場會議は工場代表及全工場工人の選舉せる同數代表之を組織す、前記工場代表は工場或は勞工事情に通曉せるものを選任し工人代表選舉のときは主管官署派遣員の監督を申請することを要す

第五十條 工場會議の職務左の如し

一、作業能率増進の研究

二、工場及工人關係の改善並に其爭議の調停

三、作業契約及工場規則實行の協助

四、作業時間延長辦法の協商

五、工場内の安全及衛生設備の改善

六、工場或は工場改良の建議

七、工人の福利事項計劃

第五十一條 前條記載の各事項にして一工場に關するも

第五十六條 工場が徒弟を雇用せんとする時は徒弟或は

(附録一) 工 廠 法

八五

其法定代理人と契約を締結し合計三部を作成の上双方當事者各一部を執り一部は主管官署に提出するものとす、其契約は左記各事項を明記すべし

一、徒弟の姓名、年齢、原籍及住所

二、修業の種類

三、契約締結の期日及存続期間

四、相互の義務、若し約定せる徒弟が學資を納付すべき時は其學費額及納付期日、又約定せる徒弟が報酬を受くべき時は其報酬額及支給期日

前項契約は徒弟修業期間満了後に於ける營業の自由を制限することを得ず

第五十七條 十四歳未満の男女は徒弟たることを得ず、但本法施行前既に工場に入り徒弟となりたるものは此の限りにあらず

第五十八條 徒弟の修業期間は本法第三章の規定を準用す

第五十九條 徒弟は見習の外本法第七條記載の各種作業に従事することを得ず

第六十條 徒弟は工場職業指導者に對し忠實勤勉に服従する義務を有す

第六十一條 徒弟修業期間内の食費、宿舍及醫藥費は總て工場之を負擔すると同時に毎月最低限度の小遣錢を支給す

第六十二條 徒弟は修業期間内に於て已むを得ざる事故ある外中途廢業することを得ず、若し工場の同意を得ずして廢業したる場合は徒弟或は其法定代理人より徒弟修業期間内の食費、宿舍費及醫藥費を償還することを要す

第六十三條 工場は徒弟募集人員は普通工人の三分ノ一を超過することを得ず

第六十四條 工場が收容する徒弟の人数過多にして徒弟指導に對する充分の機會なき時は主管官署は其徒弟の一部を減少せしめ且つ以後徒弟募集最高額を限定することを得

第六十五條 工場は徒弟の修業期間内職業指導者をして徒弟契約書に規定せる職業上の技術指導に盡力せしむべし

第六十六條 第三十一條各項の規定の外左記事項の一に該當する時は工場は契約を終止せしむることを得

- 一、正當の指導に反抗したるもの
- 二、竊盜の行爲あり屢々訓戒するも改悛せざるもの

第六十七條 第三十三條各項の規定の外左記の事項の一

に該當するときは徒弟或は其法定代理人は契約に終止せしむることを得

- 一、工場が其契約上の義務を履行すること能はざる時
- 二、工場が徒弟の健康に危害を及ぼし或は品行を墮落せしめたる時

第十二章 罰 則

第六十八條 工場が本法第七條及第十一條乃至第十三條の規定に違反したる時は百元以上五百元以下の罰金に處す

第六十九條 工場が本法第五條、第八條乃至第十條、第三十七條及第六十三條の規定に違反したる時は五十元以上三百元以下の罰金に處す

第七十條 工場が本法第四十五條の規定に違反したる時は五十元以上二百元以下の罰金に處す

第七十一條 工場が本法第三條、第四條、第十四條乃至第十九條及第三十二條の規定に違反したる時は五百元以下の罰金に處す

第七十五條 工場規則の制定或は變更は主管官署の認可を申請し且つ之を揭示すべし

第七十六條 本法施行條例は別に之を定む

第七十二條 工場が職務上若し不忠實なる行爲或は怠慢に依り事變を發生せしめ或は事變の範圍を擴大せしめたる時は一年以下の有期徒刑或は五百元以下の罰金に處す

第七十七條 本法施行期日は命令を以て之を定む

二、工廠法施行條例

第七十三條 工人が暴力を以て工場業務進行を妨害し或は工場内の貨物器具を毀損したる時は刑法最高の刑に依り處分す

(民國十九年十二月十六日公布)
(民國二十年八月一日より施行の豫定)

第七十四條 工人が暴力を以て他人に罷工を強迫したる時は工場は即時之を解雇し且つ官署に送附し法律に依り懲罰することを得

第一條 本條例は工廠法第七十六條の規定に依り之を制定す

第七十五條 工人が暴力を以て他人に罷工を強迫したる時は工場は即時之を解雇し且つ官署に送附し法律に依り懲罰することを得

第二條 主管官署は工廠法及本條例規定の事項を施行し最高主管機關の指導監督を受くべし

第七十六條 工廠は帳簿を備附し臨時工廠法第三條及第四條規定事項を詳載し每期主管官署へ作製の上提出する外之を保存すべし

第三條 工廠は帳簿を備附し臨時工廠法第三條及第四條規定事項を詳載し每期主管官署へ作製の上提出する外之を保存すべし

第十三章 附 則

工人名簿及其他帳簿表格の形式は最高主管機關之を定める

第八條 工廠が晝夜交代制を採用する者は各班の工人姓名及其作業日期と時間を備附し帳簿に之を登録すべし

第四條 戶籍法發布されざる前工廠傭用工人の年齢に疑義を生じたる場合工人の法定代理人に由り證明負責せしむ

第九條 工廠法第十六條に記載せる記念日左の如し
一、一月一日 中華民國成立記念
二、三月十二日 總理逝世記念
三、三月二十九日 革命先烈記念
四、五月五日 革命政府記念
五、七月九日 國民革命軍誓師記念
六、十月十日 國慶記念
七、十一月十二日 總理誕辰記念
八、其他國民政府に由る臨時指定の日

第五條 十二歳以上十四歳未満の男女にして工廠法公布前より已に就業せる者は工廠法施行後二個月以内に該工人の姓名、原籍、年齢、入廠月日、作業種類及作業性質を主管官署に呈請し延期の許可を受くべし

第十條 工廠法第十七條の作業年数は工廠法施行前の者をも合併して之を計算すべし

第六條 工廠は工廠法第八條第十條の規定に依り就業時間を延長する場合、其理由を詳述し主管官署に報告すべし

第十一條 工廠法第十七條の作業年数は工廠法施行前の者をも合併して之を計算すべし

第七條 工廠は毎日開工、停工、食事及休息時間並に全年休暇日を公布すべし

第十二條 工廠法第十七條の作業年数は工廠法施行前の者をも合併して之を計算すべし

第十一條 工廠は毎月給與する工賃支拂度數及其期日を豫定して之を公布すべし

工廠法施行前已に成立せる工廠は工廠法施行後二個月内に前項辦法規定を主管官署に報告すべし

第十二條 工廠は全部或は一部の休業が一月以上に渉る時は其事情を先づ主管官署に報告すべし

第十七條 工廠常備工人三百名以上の者は工場内に藥室を設置し救急藥品を設備し並に醫師を聘し毎日出勤せしめ工人の醫藥及衛生事項を擔任せしむ

第十三條 工廠は工人及徒弟の補習教育を行ふ場合其方法及設備を主管官署に報告すべし、並に六個月毎に一回其情勢を報告すべし

第十八條 幼年工、女工及年齢滿五十歳の工人に對する其作業の分配は健康検査の上之を定むべし

第十四條 女工は工廠法第三十七條の規定に依り休業する者は工場側の請求に因りて醫師の診斷書を呈出すべし

第十九條 衛生上害あり或は危険性を帶ぶる製造場所に對し工廠は幼年者の入場することを嚴禁すべし

第十五條 工廠法第四十條に於ける營業年度は工廠之を規定し主管官署に報告し登記すべし

第二十條 工廠が女工を雇用するものは可能範圍内に於て託兒所を設置し並に保姆を雇用して安全に保育せしむべし

第十六條 工廠法第四十條規定の獎金或は利益分配金は工廠が其一を擇びて章程中に之を規定すべし

第二十一條 工廠の建築は註冊したる技師に由り工廠法第四十一條第四十二條の規定を以て之を設計すべし

第二十二條 工廠に於ける一切の機器及汽罐は使用前或は使用一定期間後に専門家に由り安全検査を舉行すべし、危険なることを發見すれば使用を停止し並に修理し或は機械を更改すべし

第二十三條 工場建築物及其附屬建物には非常口或は非常梯數個所を設置すべし

二、物品を製造する時發散する氣體及洩出する液體が公衆衛生に危害ある者

第二十七條 工廠は工業の種類により發生する有毒瓦斯液體及副產物質に對し其性質と數量とにより分別し濾過沈澱澄清及分解の施設を爲し任意に散布し或は入江河、池、井の内に投入することを得ず

第二十四條 工場の門戸は外に向つて開き作業時間中は閉鎖することを得ず

第二十八條 工廠は工人が作業時間中傷病せし時は醫師を呼び或は醫院に送りて診治せしむべし、死亡者は即時主管官署に報告し並に其家族に通知すべし

第二十五條 工場内にては吸烟及引火物品を携帯すること嚴禁すべし

第二十九條 工廠法第四十五條に規定する所の補助費葬儀費慰藉料等は工廠が左記規定に依りて給與すべし

第二十六條 工廠は左記各款の一に該當する者は其場屋及附屬場所の建築地點を主管官署により許可を受け之を定むべし

一、傷病及廢殘者の補助費は少くとも半月毎に一回
二、葬儀費は工人死亡の翌日一度に其家族に給與すること

一、製造品及其原料に危険性を帶ぶる者

三、慰藉費は工人死亡後一ヶ月以内に工廠法第四十六條規定の受領人に給與すること

第三十條 工廠は帳簿を備へ置き給與したる醫藥、補助葬儀、慰藉の各費、月日、金額及受領人を明細に記入すべし

第三十一條 工廠は工人の葬儀費或は慰藉費の法定受領人に對し疑義ある時は、受領人より證明を差出さしむべし

第三十二條 工廠會議の工人代表は廠内工人の過半数以上の出席に由り之を選挙す、工廠の各部分距離稍遠く或は人数過多なる者は各部分の工人人数の多寡に應じて代表人数を分配し區を別ちて之を選挙することを得第一期工人代表の選挙は工廠側に由り工廠法施行後二箇月内に於て選挙辦法を製し主管官署の許可を得た

る後之を舉行す

廠中已に工會を組織せる者は前項選挙辦法に工會の意見を添附すべし

第二期以後の工人代表の選挙は工廠會議に由りて之を辦理す

第三十三條 工人代表を選挙する場合候補代表五名乃至九名を選挙し工人代表が出席不可能の場合即ち候補代表を以て之を補充せしむ

第三十四條 工人代表の選挙辦法は選挙前三日に工廠の顯明なる場所に之を公告し並に舉行前工人に對し少くとも一回口頭を以て解釋を爲すべし

第三十五條 工廠會議工人代表の任期は一年とし再選者は重任することを得

第三十六條 工廠は工廠會議の雙方代表氏名表を主管官

署に提出し登録すべし、其改派改選の時亦同じ

第三十七條 工廠には工廠會議記録簿を備へ置き並に開會時は派員し左記事項を記録せしむ

一、開會日期及場所

二、出席代表主席及記録員の姓名

三、討論及決議事項

四、其他報告及建議事項每期會議終了したる時主席は記録を宣讀し並に署名捺印すべし

第三十八條 本施行條例ミ工廠法は同日施行す

三、工廠検査法 (民國二十年二月十日公布)

第一條 本法の工廠と稱するは工廠法第一條の規定に依る

第二條 本法の主管官署は特別規定なければ市に於ては

市政府とし縣に於ては縣政府とす

第三條 工廠の検査事務は中央勞工行政機關に由り工廠検査員を派して之を辦理せしむ

第四條 工廠検査事項左の如し

一、工廠法第二章及其他勞働法規に掲げたる男女工人年齢及作業種類に關する事項

二、工廠法第三章及其他勞働法規に掲げたる工人作業時間に關する事項

三、工廠法第四章及其他勞働法規に掲げたる規定の工人の休息及休暇に關する事項

四、工廠法第七章及其他勞働法規に掲げたる女工分娩時の休暇に關する事項

五、工廠法第八章及其他勞働法規に掲げたる工廠の安全及衛生設備に關する事項

- 六、工廠の災變、工人の死亡傷害に關する事項
- 七、工廠法第十一章及其他勞働法規に掲げたる徒弟の年齢、作業、人数及一切の待遇に關する事項
- 八、工廠法、工廠法施行法及其他勞働法規に掲げたる帳簿及登記に關する事項
- 九、其他法令により検査せしむ

第五條 工廠検査員は左記資格者にして訓練を経て合格したる者を任ず

- 一、國の内外を問はず工業専門以上の學校を卒業したる者
 - 二、曾て工廠に於て作業に従事すること十年以上にして且つ相當なる學術技能ある者
- 前項資格者の訓練は中央勞工行政機關に由り之を辨理す

る左記事項に關し主管官署に詳報すべし

- 一、各業工廠統計
- 二、各業工人統計
- 三、各業幼年工狀況
- 四、各工廠人移動狀況
- 五、各廠災變統計
- 六、各廠作業時間實況
- 七、各廠工人傷病統計
- 八、各廠安全狀況
- 九、各廠工人休暇狀況
- 十、各廠衛生狀況

第十二條 工廠が工廠法第四十四條に規定せる状態にある時は工廠検査員は即時主管官署に報告すべし

第十三條 工廠の安全或は衛生事項に關し即時糾正すべし

第六條 工廠検査員は中央勞工行政機關の規定に依り該管区域内の工廠及其附屬工作場に赴き定期或は不定期の検査を行ふべし

第七條 工廠検査員が職務を執行する時は検査證を携帯すべし

第八條 國營工廠の検査は該廠の主辨機關と立會の上之を行ふべし

第九條 工廠検査員が工廠員、工會職員に對し事實を詢問したる際其應答に責任を負はしむることを得、並に第四條規定の検査事項に關する廠中の帳簿文件或は其他の證據物を檢閲することを得

第十條 工廠検査員が職務執行に必要な場合は當該地行政官署或は警察署の協助を請ふことを得

第十一條 工廠検査員は三ヶ月毎に其検査区域内に於け

きものは工廠検査員は糾正を加ふ可し

工廠或は工人團體が前項糾正に服従せざる時は工廠検査員は主管官署に直に報告すべし

第十四條 工廠検査員は左記各項の行爲を爲すことを得す

- 一、收賄或は詐索の行爲
- 二、事實を變更し或は捏造して報告すること
- 三、工廠内に於ける工業上の秘密を漏洩すること
- 四、廠方と工人の感情を破壊すること
- 五、廠方或は工人の要求を擅に許すこと
- 六、其他の公職或は營業を兼任すること

第十五條 工廠検査員に違法或は越權の行爲ある時廠方或は工人を證據物件を以て主管官署に對し告發することを得

第十六條 工廠検査員は安全の増進、危険の防止に關し

廠方及工人に意見を提出し並に法を設けて双方協力して工廠の衛生と安全を改善せしむべし

第十七條 工廠検査員が第十四條各項の一に該當する者は懲戒を與へ若し刑事問題に涉及する者は法院に送り所罰せしむ

第十八條 工廠にして故なく工廠検査員の入場検査を拒絶せし者は二百元以下の罰金に處す

第十九條 工廠員或は工會職員にして故なく第九條の詢問或は檢閲を拒絶する時は一百元以下の罰金に處す

第二十條 本法施行期日は命令を以て之を定む

四、工 會 法 (労働組合法)

(民國十八年十月二十一日公布、同年十一月一日實施)

第一章 設 立

第一條 凡そ同一産業或は同一職業の男女工人は智識技能の増進、生産の發達、労働條件及生活の維持改善を以て目的となし、十六歳以上現在業務に従事する産業工人の人数一百人以上或は同一職業工人の人数五十人以上集合する時は本法を適用し工會を組織することを

得、産業工會、職業工會の種類は別に法令を以て定む

第二條 工人にして左記の資格を具備する者は同一職業或は同一産業に屬せざるものも雖も其工會に加入し會員となることを得

一、會て選任せられ工會の職員たりし者

二、會て同一産業或は職業の工人たりし者

第三條 國家の行政、交通、軍事、軍事工業、國營産業教育事業、公共事業各機關の職員及雇傭人員は本法を

適用して工會を組織することを得ず

第四條 工會の主管監督機關は其所在地の省、市、縣各政府をなす

第五條 工會を發起組織するには須く第一條に規定する

所の人数の連署に依り代表五人乃至九人を推薦して登記請求書を提出し並に章程及代表の履歴書二通を添付し主管官署に向つて登記を申請すべし、登記申請を受領したる主管官署は二週間以内に審査指令すべし、

若し更正或は再調査の要あれば更正後の申請書或は調査後の届出に對しても亦同じ、工會は登記の許可を受けたる後須く三週間以内に其成立及選出職員の履歴書住所を主管官署に届出づべし、主管官署は届書を受領したる後は直に之を公告すべし、未だ登記の許可を受けざる前項の届出は本法規定する所の権利及保障を享

けざる前項の届出は本法規定する所の権利及保障を享

受するを得ず

第六條 同一区域内の同一職業工人或は産業工人は只一個の工會を設立することを得

第七條 工會を發起組織するには創立大會を開き章程を議定すべし、前項章程の議定には發起人四分ノ三以上の同意を得ることを要す

第八條 工會章程は須く左記事項を明記すべし

一、名 稱

二、目 的

三、區域及會の所在地

四、會員の資格及其權利義務の規定

五、會員の入會、退會及除名の規定

六、職員の規定

七、會議の規定

八、會費及び其他會計の規定

九、互助事業の規定

十、章程變更の規定

第九條 章程の變更は主管官署の認可を経るにあらざれば効力を生ぜず

第十條 工會は法人となし營利事業をなすを得ず

第十一條 工會は須く理事を設くべし、理事は會員中より選任す、但必要ある時は主管官署の許可を経て非工會々員を選任することを得

理事會は工會一切の事務を處理し外に對しては工會を代表す、理事の代表權に對し加へられたる制限は善意の第三者に對抗することを得ず

第十二條 工會の理事或は代理人は職務執行により他人に加へたる所の損害に對しては工會は須く連帶賠償の

責を負ふべし

但勞働條件に關しては會員をして協同行爲をなさしめ或は會員の行爲に對して制限を加へ雇主をして雇備關係上の損害を受けしめたるものは此限りに非ず

工會職員及會員の私人としての對外行爲は工會其責任を負はず

第十三條 左記事項は須く會員大會或は代表大會の議決を経るを要す

一、工會章程の變更

二、經費の收支豫算

三、事業報告及收支決算の承認

四、勞働條件の維持或は變更

五、基金の設立、管理及處分

六、會内公共事業の創設處理

七、工會聯合會の組織及其加入或は脱退

八、工會の解散、合併或は分立

第十四條 工會は章程或は大會の決議に依り監事を設置することを得

監事は工會の簿記計算の審査を掌理し、各種事業の進行狀況の調査及各職員の職務を監察す
監事は須く會員中より之を選任すべし

第二章 任 務

第十五條 工會の職務左の如し

一、團體協約の締結、改修或は廢止

但主管官署の認可を経るに非ざれば効力を生ぜず

二、會員の職業紹介及職業紹介所の設置

三、貯蓄機關、勞働保險、醫院、診療所及託兒所の實施

四、生産、消費、購買、信用、住宅等各種組合の組織

五、職業教育及其他勞工教育の實施

六、圖書館及書報社の設置

七、出版物の印刷發行

八、會員懇親會、俱樂部及び其他各種娛樂の設置

九、工會或は會員間紛糾事件の調停

十、勞資間紛糾事件の調停

十一、勞働法規の規定の改廢事項に關して其意見を行政機關法院及立法機關に陳述し並に行政機關法院及立法機關の諮詢に應答することを得

十二、工人家庭の生活、經濟狀況及其就業、失業の調査並に勞工統計の編成

十三、其他工作狀況の改良、會員の利益増進に關する事業工會が未だ實施せざる前項に別記せるもの或は

其章程に規定する互助事業にして而も主管官署が實施の必要ありと認めたる時は職員を派遣し之を協助處理することを得

第十六條 第三條に列擧する所の各種事業の工人が組織する工會は團體締結の協約權なし

第十七條 工會は會員に對して會費を徴收することを得但入會費は各人一元を越ゆるを許さず、經常會費は各該會員收入の百分の二を超過することを得ず

特別基金、臨時募集金、或は株金は須く主管官署の許可を得たる後徴收することを得

第十八條 工會は六ヶ月毎に資産状態を會員に報告すべし、若し會員十人以上の連署ある時は代表を選出して工會の資産状態を檢查することを得

第三章 監 督

るを得ず

第二十三條 勞資間の紛糾は調停仲裁の順序を経たる後會員大會に於て無記名投票を以て全體會員の三分ノ二以上の同意を得るに非ざれば罷工を宣言するを得ず。

工會は罷工の時公私の秩序安寧を妨害し又は雇主或は他人の生命財産に危害を加ふるを得ず、工會は標準賃銀を超過する増給を要求して罷工を宣言するを得ず、

第三條列擧の各種事業工人組織の工會には罷工權無し

第二十四條 工會は章程或は理事及其他職員の變更ある時は須く直ちに主管官署に報告し並に主管官署は二週間以内に之を公告すべし、公告前にありては其變更を以て第三者に對抗するを得ず

第二十五條 工會は登記の許可を得たる後空白の會員名簿及會計簿各二部を主管官署に提出し捺印を要求すべ

第十九條 工人は同一職業或は同一産業の一工會に加入することを得

第二十條 工會は會員の入會を強迫し或は退會を阻止するを得ず、工會は法律章程上合格と認むる者の入會を拒絶するを得ざるも亦法律章程上不合格と認めたる者の入會を許すことを得ず、工會は未だ工會に入會せざる工人の工作を妨害することを得ず

第二十一條 工會々員は隨時工會を脱會することを得但工會章程に退會の豫告期限の定めある場合には須く先づ豫告すべし

前項豫告期間は一ヶ月を超過するを得ず

第二十二條 工會は會員に對して處する所の罰金は三日間の工賃を超過するを得ず、工會の正常の理由及會員三分ノ二以上の同意を得るに非ざれば其工會を除名す

し、新帳簿を用ふる際亦同じ

前項會員名簿及會計簿記載後は一は事務所に保存し一は主管官署に納むべし、會員名簿には會員の姓名、人數、入會年月日、就業場所及就職、失職の移動、死亡

傷害の状況を記載すべし、會計簿の收支記載は別冊に番號を編制し受取書を貼布すべし、若し主管官署に於て必要と認むる時は工會をして會計師を雇傭せしめて之を鑑定せしむることを得

第二十六條 工會は毎年六月中及十二月中左記各項の表冊帳簿を主管官署に報告すべし、主管官署に於て必要と認むる時は工會をして隨時報告せしむることを得

- 一、職員の姓名履歴
- 二、會員名簿
- 三、事業經營の狀況

四、各種紛糾事件の経過

第二十七條 工會職員或は會員は左記各項の行爲をなすことを得ず

- 一、商店或は工場閉鎖
- 二、商店或は工場貨物器具を恣に取り又は毀損すること
- 三、工人及雇主の逮捕或は毆打
- 四、雇主に其紹介工人雇傭の強行
- 五、集會或は巡行の時武器を携帯すること
- 六、工人に對する拘束
- 七、會員に怠工を命令すること
- 八、恣に手數料或は寄附金の徴收

第二十八條 工會の選舉或は決議にして法令或は章程に違反する時は主管官署は之を取消すことを得

第二十九條 工會章程にして法令に違反する時は主管官署は之を變更せしむることを得

第三十條 前二條の處分に不服あるものは訴願を提起することを得

但訴願の提起は處分決定の日より起算し三十日以内に之をなすべし

第四章 保 護

第三十一條 雇主或は其代理人は工人が工會員或は職員たるにより雇傭を拒絶し或は解雇又は其他不利益の待遇をなすことを得ず

第三十二條 雇主或は其代理人は工人に對して工會の職務を採らざること或は工會に加入せざること又は退會することを以て雇傭條件となすことを得ず

第三十三條 雇主或は其代理人は勞資紛糾の調停仲裁期

間内に於て工人を解雇することを得ず

第三十四條 工會に所得税、營業税及登記税の賦課を免除す

第三十五條 工會は其債務者が破産せし時其財産に對し優先完済を要求する権利を有す

第三十六條 工會所有の左記各項の財産は沒收することを得ず

- 一、事務所、學校、圖書館、書報社、俱樂部、醫院、診療所、託兒所、生産・消費・住宅・購買組合等の動産及不動産
- 二、工會基金、勞働保險金

第五章 解 散

第三十七條 工會は左記事情の一に該當する時は主管官署は之を解散せしむることを得

一、存立の基本要件を具備せざるもの

二、法規に違反し情狀重大なるもの

三、安寧秩序を破壊し或は公益を妨害するもの

第三十八條 工會は前條規定により解散するの外左記事由の一により解散を宣言することを得

一、大會の解散決議、但主管官署の認可を受くべし

二、章程内に規定せる解散事由の發生

三、工會の破産

四、會員人數の不足

五、工會の合併或は分立

第三十九條 工會の合併或は分立は須らく關係各工會の會員二分ノ一以上の同意あるを要し且主管官署の認可を受くべし

第四十條 合併後存在を繼續し或は新たに成立せる工會

は合併によりて消滅せる工會の權利義務を繼承す、分立によりて成立せる工會は分立によりて消滅せる工會の權利義務を繼承す、其繼承する權利義務の部分は須く分立議決の時之を議決し、須く主管官署の許可を受くべし

第四十一條 工會は合併或は分立前に於て須く其債權者に一ヶ月以上の一定期間に異議を聲明し得るやう公告すべし

但既知の債權者に對しては催告すべし
債權者が前項の一定期間内に異議を聲明せる時は工會は先づ完済或は相當の擔保を供するに非ざれば合併或は分立することを得ず、前項の規定に違反し合併或は分立したるものは之を以て該債權者に對抗することを得ず

第四十二條 工會の解散は命令により解散するの外は二週間以内に解散の理由及年月日を主管官署に届出づべし

第四十三條 工會の解散は合併、分立或は破産を除くの外其資産を速かに清算するを要す
前項の清算は民法々人の規定による

第四十四條 工會は解散後債務の完済を除く外其剩餘資産の歸屬は其章程の規定或は大會の決議によるべし、規定及決議なき時は該會加入の工會聯合會に歸屬し未だ工會聯合會に加入せざるものは工會所在地の地方自治團體に歸屬す

第六章 聯合

第四十五條 工會は會員間の智識技能の増進、生産の發達、互助事業の辦理を謀るため同一産業或は職業の公

會を聯合し主管官署の許可を経て工會聯合會を組織することを得、工會聯合會を組織せんとする時は須く各機關工會を召集し聯合大會を開き章程を議定し其章程は主管官署の許可を経るを要す、工會聯合會は前二項の規定を除く外は本法の工會に關する規定を準用す
第四十六條 工會は政府の認可を得るに非ざれば他の何れの工會とも聯合するを得ず

第七章 罰則

第四十七條 工會職員或は會員にして第二十七條各項行為の一に該當する時は二百元以下の罰金に處す

但行爲にして刑法を犯すものある時は刑法により之を處罰す

第四十八條 雇主或は其代理人にして第三十一條、第三十三條の規定に違反する時は三百元以下の罰金に處す

第四十九條 雇主或は其代理人にして第三十二條の規定に違反し工人を解雇する時は各解雇工人に應じて一名に付き十元以上百元以下の罰金に處すことを得

第五十條 工會の理事にして左記事情の一に該當する時は百元以下の罰金に處すことを得

一、第二十四條、第二十六條、第四十二條、第五十條の事項に關し届出をなさず或は虚偽の届出をなしたるもの

二、第二十五條の規定及第二十九條の規定に違反して合併或は分立をなしたるもの

第八章 附則

第五十一條 本法施行前既に成立せる工會は本法施行の日より二ヶ月以内に第五條の順序により新たに登記するを要す

第五十二條 本法施行前同一區域内に既に二組以上の同一産業或は職業工會ある時は本法施行の日より二ヶ月以内に須く合併すべし

第五十三條 本法施行期日は命令を以て之を定む

五、工會法施行法

(民國十九年六月六日公布施行)

第一條 工會の名稱は「何地何業工會」となすべし

第二條 同一企業内に於ける各部の職業不同なる職工を集合して組織するものは産業工會となし同一職業の職工を集合して組織するものを職業工會となす

第三條 會て其工會の職員たりし者及會て同一産業或は同一職業の職工たりし者は工會又は工廠の證明有る事を要す

第四條 官吏、技師、教員、管理員、事務員及其他委任以上若くは招聘する人員は職員となし録事勤務のもの及工場に屬する司書、書記、及工業工作と關係なき備用人員は職員となし、工會法第三條の規定を適用す

第五條 工會法第三條に列擧する各機關の職工は均しく工會法に依り工會を組織するを得

第六條 工會法第三條に列擧する事業以外の同一産業若くは同一職業に従事する被備人員は其職員、役員、又は職工を問はず均しく工會法に依り工會に加入する事を得

但し雇主を代表して管理權を行使するものは此限りにあらず

第七條 工會の區域は市縣の行政區域を以て其區域となす、但し特別の事情ある時は主務官署に於て別に劃定

する事を得

商部に於て之を定む

第八條 一市或は一縣の工會は市政府又は縣政府を以て主管官署となし、一市或は一縣を超過する工會は省政府を以て主管官署とす、工會法第三條に列擧する各事業労働者の組織する工會は其主管官署を以て當該事業の主管官署となす

第十三條 工會は毎年少くとも會員大會一回を開催し二週間前に主管官署に届出づる事を要す

第十四條 工會は理事五人乃至九人監事三人乃至五人を設くる事を得

第九條 工會の組織を發起する代表者の責任は、工會成立の日を以て終止す、代表者は直ちに會竝に會計を工會に移交すべし

第十五條 滿二十五歳以下の者に非ずんば工會の理事又は監事に選舉せらるゝ事を得ず

第十條 工會の成立、合併、分立、聯合若くは解散は主管官署の許可後直ちに工商部に届出づる事を要す

第十六條 理事及監事は會員大會に於て之を選舉し、得票の多き者を以て當選とし次點を以て候補者とす、但候補者は理事にありては四人を、監事にありては二人を超ゆる事を得ず

第十一條 工會の成立を許可したる時は主管官署より印章竝に許可證を下附す

前項の選舉には會員過半数の出席者有る事を要す

第十二條 工會の印章、許可證、會員名簿等の様式は工

第十七條 理事監事の任期は一年とす、重任する事を得

第十八條 補充の理事、監事の任期は原任者の任期を補

足するを以て限度とす

第十九條 當選したる理事又は監事が就任を欲せざる時は工會の通知に接したる後二十日以内に之を聲明する事を要す

第二十條 工會は會員の利益を増進する事を以て目的とし、其經營する生産消費購買信用住宅等の各種組合は非營利的事業と看做す

第二十一條 理事が事故の爲事務を執行し若くは會議に出席する事能はざる時は、候補理事又は候補監事に委託して之を代理せしむる事を得

第二十二條 工會法に稱する會員の收入及賃銀は、雇主の支給する宿舍及食費を含む、最近三ヶ月の平均を以て標準となすべし

第二十三條 工會法に稱する處の合併又は分立とは事業

の性質上若くは組織聯合の爲の變更等により發生する處の合併又は分立を謂ふ

第二十四條 工會法第五十一條及第五十二條規定の期限は必要ある時は國民政府より之を酌量延長する事を得

第二十五條 本施行法は公布の日より之を施行す

六、團體協約法

(民國十九年十月二十八日公布)

第一章 總 則

第一條 團體協約とは雇主或は法人の資格を有する工人團體とが労働關係の約定を目的として締結する所の文書に據る契約をいふ

左記各項も亦本法にいふ労働關係に屬す

一、從弟關係

二、企業内の労働組織

三、職業紹介機關の利用に關するもの

四、勞資紛争調停機關或は仲裁機關の設立若くは利用に關するもの

第二條 團體協約に労働關係以外の事項を規定せるものは、その事項に對し本法の協約を適用せず

第三條 勞資團體の代表機關はその團體章程の規定に依り或はその團員大會又は代表大會の決議に依るか若くは其團體全員各自の授與せる特別文章の委任を受くるに非ざれば其團體名義を以て團體協約を締結することを得ず、前項規定に違反し締結せる労働團體協約はその團體全員大會或は代表大會の追認を得るに非ざれば効力を發生せず

第四條 團體協約は當事者雙方或は一方より主管官署に

許可を申請すべし

主管官署は團體協約條項中法令に違背するもの或は雇主の事業の進行と相容れざるもの又は工人從來の生活標準と相容れざるものを發見したる時は之を削除或は改修すべし、當事者の同意を経たる時は其削除或は改修後の團體協約を認可することを得

既に許可したる團體協約は認可の翌日より効力を發生するものとす

前項の約定は團體協約の變更或は廢止に之を準用す

第五條 労働關係に二個以上の團體協約を適用し得る場合は、其効力發生の早々團體協約に特別の約定なきときは先づ職業範圍の小なる團體協約を適用す

團體協約にして職業の性質に關係なきものにおいては先ず地域或は人數の適用範圍大なる團體協約を適用

す

第六條 資本家側團體協約當事者多數なるときは特別の規定なき場合は、其各當事者は單獨にて一般工人團體と團體協約に異なる特別規定を設くるを得ず

團體協約當事者は前項の規定を除く外各自獨立して權利を取得し、其義務を負担す

第七條 雇主に於て團體協約の拘束を受くるものは團體協約を作業場所の見易き場所に之を掲示すべし
前項の規定に違背するものは五十元以上の罰金に處すことを得

第二章 制限

第八條 團體協約には雇主の工人雇用を一定工人團體の團員に限る旨規定することを得、但左記事項の一に該當するものあるときは雇主は之が制限を受くることな

し

甲、該工人團體解散の時

乙、該工人團體の雇主が需要する所謂専門技術に關する工人なき時

丙、該工人團體の團員供給不足なるか或は雇傭に應ずることを命ぜざる時

丁、雇主が徒弟或は使役を雇傭する時

戊、雇主がその財務、印信、或は機要文件等の管理の爲めに雇傭するものなる時

己、雇主が該工人團體以外の工人を雇傭するもの、其数が丁戊の兩項を計算せざるも尙其工場(或は商店)工人總數の十分ノ二を超過せざる時

第九條 團體協約に雇主の工人雇傭を工人團體所定の工人雇傭表に依るべき旨規定するも其規定は無効とす

第十條 團體協約には雇主の雇傭工人を工人團體より紹介すべき旨を規定することを得、但雇主の自由を制限する規定は無効とす、工人團體が紹介權を有する旨規定する場合には雇主の通知を受けたる日より一週間以内の一定期間に、尙未だ紹介したる工人が就業せざる場合には雇主は該工人團體以外の工人を雇傭し得る旨規定すべし

但毎月平均三十時間を超過することを得ず

第十一條 團體協約には雇主が休暇或は規定作業時間外に工人を作業せしめ或は作業を繼續する場合、其賃銀の割増或は倍加する旨規定することを得、但二倍を超過するものを得ず、又二倍を超過するものは之を二倍と見做す

第十三條 團體協約には雇主の新任機械の採用或は生産の改良を制限し又は雇主の製成品加工品の買入を制限する規定あるものはその規程を無効とす

第三章 効力

第十二條 團體協約には工人團體現任職員が會務處理の爲め三時間以内の請暇を得べき旨規定することを得

第十四條 團體協約に特別の制限なき場合左記各項の雇主及工人は孰れも團體協約關係者として團體協約の規定を遵守すべし

一、團體協約當事者たる雇主
二、團體協約當事者、團體に屬する雇主及工人或は團體協約締結或は締結後該團體に加入したる雇主及工人團體協約締結後始めて協約關係者となるものに對しては、該團體協約に特別の規定ある場合を除くの外は、其労働條件に關する規定は團體協約關係

の外の、其労働條件に關する規定は團體協約關係

者たる資格を取得したる日より之を適用す

第十五條 前條第一項各款に記載せる團體協約關係者の所屬關係は該團體協約の終止の時に於て終了す

團體協約締結後協約當事者、團體より脱退せる雇主或は工人の所屬關係亦同じ

第十六條 團體協約に定むる労働條件は當然該團體協約所屬の雇主及工人間に締結する労働契約の内容を爲すものとす

労働契約に該團體協約の定むる條件と異なる點ありたる場合には、その相違する部分は團體協約の規定を以て之に代ふ

但團體協約の規定に異なるも該團體協約が許容し或は工人の利益の爲めに労働條件を變更し、而も該團體協約に於て明文を以て禁止せざるものは有効と看做す

第十七條 團體協約が已に満期となり、新團體協約の未だ成立せざる際労働契約を別に約定する場合には原團體協約の労働條件に關する規定は依然連結して該團體協約關係者の労働契約の内容を爲すものとす

第十八條 團體協約關係者が、その労働契約の存續期間に於て、その團體協約より得たる所の労働契約上の權利を放棄するも、その放棄は之を無効とす

但労働契約終了後三箇月以内にその權利を行使せざるものは亦之が行使を爲すを得ず

團體協約所屬の雇主にして、工人が團體協約より生ずる權利或は團體協約に基く労働契約より權利を期待することにより労働契約を終止するもその終止は無効とす

第十九條 團體協約關係者が團體協約中労働條件に屬せ

ざる規定に違反するときは、該團體協約に別に規定ある場合を除くの外は、法院が利害關係ある雇主或は團體協約當事者一方の申請により雇主に五百元以下の罰金を課することを得

前項罰金は工人の福利事業に使用す

第二十條 團體協約當事者及其の權利繼承者は團體協約の存在を或はその各個規定の存在に對して一切鬭争手段を採用することを得ず

團體協約當事者團體はその所屬員に對し前項の鬭争を爲さざらしめ、又團體協約に規定せる義務に違反せざらしむべし

團體協約には當事者の一方が團體協約所定の義務を履行せざる場合他方に對し損害賠償の一定償金を給付すべき旨規定することを得

團體協約の履行に關しては本法に特別の規定ある場合を除くの外凡て民法の規定を適用す

第二十一條 團體協約當事者團體は團體協約の規定に違反するものに對してはその團體たるも個人にして該團體の團員たるも若くは他の團體團員たるもに論なく均しく團體名義を以て損害賠償を請求することを得

第二十二條 團體協約當事者團體は特別の委任なくしてその團員の爲に團體協約に關する一切の訴訟を提起することを得

但豫め本人が反對を表示せざるに限りものとす、團體協約の訴訟に關しては團體協約當事者團體の團員が被告人たる場合その團體も亦隨時訴訟に参加することを得

第四章 存續期間

第二十三條 團體協約は定期、不定期に或は一定の作業完成を期として之を締結することを得

第二十四條 團體協約の不定期なるものは其當事者の一方が團體協約締結の一箇年後に於て臨時團體協約を終止することを得

但三箇月前に書面を以て他方當事者に通知すべし

團體協約の規定する通知期間が前項規定の期間より永きものは規定による

第二十五條 團體協約の定期なるものは、その期限は三年を超過することを得ず、三年を超過したるものは三年と見做す

第二十六條 團體協約にして一定の作業完成を以て期限とするものにして、その作業が三年以内に完成せざる場合は、三年の期限を以て締結せる團體協約と見做す

第二十七條 團體協約當事者團體の團體協約上の權利義務は團體協約當事者間に於て別に規定ある場合を除く

の外は、團體の合併分立により合併或は分立して成立せる團體に移轉す、團體協約當事者團體解散の場合、その團體に所屬する各員の團體協約上の權利義務はその團體の解散によりてその効力を變ずることなし

但不定期の團體協約は解散後通知期間を経過せばその効力を失ふものとす

第二十八條 團體協約締結の際に於ける經濟界の情勢にして、締結後重大なる變化を來し該團體協約の維持が事業の進行或は從來上生活標準の維持と相容れざる場合、又は團體協約當事者の行爲により當初の目的達成の希望なきときは主管官署は團體協約當事者一方の申請により該團體協約を廢止することを得

第二十九條 團體協約の廢止は假令反對の約定あるも依然として該團體員全體に對し効力を發生す

第五章 附 則

第三十條 團體協約にして本法施行以前に締結せるものは本法施行の日より本法を適用す

第三十條 本法施行期日は命令を以て之を定む

七、勞資爭議處理法

(民國十七年六月五日公布施行)
(民國十九年三月十七日修正公布施行)

第一章 總 則

第一條 本法は雇主と勞働團體或は勞働者十五人以上との間に於て、雇傭條件の維持或は變更に關し爭議發生したる時に之を適用す

第二條 本法に稱する處の主管官署とは、特別の規定あり

(附録七) 勞資爭議處理法

るものを除き、市に在りては市政府、縣に在りては縣政府とす

第三條 主管官署は勞資爭議發生に際し、繫爭當事者の一方或は双方の請求ある時は調解委員會を召集し之を調解する事を要す

若し主管官署が調解に附するの必要ありと認めたる時は當事者の請求なき時と雖も亦同じ

調解成立したる時は繫爭當事者間の契約と看做す、若し當事者の一方が工會なる時は當事者間の勞働協約と見做す

第四條 勞資爭議の調解成立せざる時は繫爭當事者双方或は一方の請求を経て仲裁委員會の仲裁に附する事を要す

第五條 繫爭當事者が仲裁委員會の裁決送達後五日以内

に異議を聲明せざる時は、該裁決は繫争當事者間の契約と看做す、若し當事者の一方が工會なる時は當事者の勞働協約と看做す

第二章 勞資爭議處理の機關

第一節 調解機關

第六條 勞資爭議の調解は調解委員會に於て之を處理す

第七條 調解委員會に委員五人或は七人を置き左記各代表を以て之を組織す

- 一、主管官署の代表一人或は三人
- 二、繫争當事者雙方の代表各二人

前項第一號の代表は主管官署の職員に限らず

第八條 勞資爭議にして第三條第一項の規定に依り調解に附すべき時は、其繫争當事者は主管官署の通知を受けたる後三日以内に各自代表を選定指名し、その姓名

住所を届出づる事を要す
主管官署が必要ありと認めたる時は前項の期限は斟酌して之を延長する事を得

期限を逾ゆるも未だ其の代表の姓名、住所を届出ざる時は主管官署は職權に依り代りて之を指定する事を得

第九條 調解委員會の委員人選決定したる時は主管官署は速かに委員會を召集し、且つ行政官署の代表を主席となすべし

第十一條第三項規定の調解委員會は工商部の代表を以て主席とす

調解委員會既に召集せられたるに、委員が出席を拒絶し、調解を進むるに由なき時は、調解成立せざるものと看做す

第十條 調解委員會の主席は各該主管官署の職員を用ひ

て、記録編纂起草其他一切の庶務を執らしむる事を得

第十一條 同一勞資爭議にして主管官署が二個以上あり

各該主管官署が同一省区内に在る時は、第七條第一項

第一號の主管官署は該省政府に於て之を指定し、必要ある時は第七條第一項第一號の代表を該省政府より派遣する事を得

同一勞資爭議にして同一省区に在らざる時は、第七條

第一項第一號の主管官署は工商部に於て之を指定す

前項の場合工商部が必要ありと認めたる時は、第七條

第一項第一號の代表を該部より派遣する事を得

第二節 仲裁機關

第十二條 勞資爭議の仲裁は仲裁委員會に於て之を處理す

第十三條 仲裁委員會に委員五人を置き左記の人員を以

て之を組織す

- 一、省政府或は市縣政府の代表一人
- 二、省黨部或は市縣黨部の代表一人
- 三、地方法院代表一人
- 四、爭議と直接利害關係なき勞働者及資本家の代表各一人

第十四條 省政府或は省に屬せざる市政府は其所管區域内に於て、毎年勞働團體及び雇主團體、命じ各仲裁委員十五人乃至三十人を選定し、名簿作製の上届出せしむる事を要す、偶々仲裁事件ある時は前條第四號の代表は本項の名簿中より之を指定す

前項の規定に依る仲裁委員の名簿は工商部に届出づる事を要す

第十五條 調解委員會の委員に任ぜられし者は、同一事

件の仲裁委員となる事を得ず

に向つて調解請求書を提出する事を要す

第十六條 仲裁委員會は省政府或は市縣政府より之を召集し、召集機關の代表を以て主席とす、第十八條規定

第二十條 調解請求書には左記各事項を明記する事を要す

の仲裁委員會は工商部の代表を以て主席とす

一、當事者の姓名、職業、住所或は屋號、工場名

第十七條 仲裁委員會の主席は其所屬官署或は其所在地

若し團體なる時は其名稱及事務所の所在地

方法院の職員を用ひて、記録、編纂、起草及び其他一

二、爭議と關係ある労働者數

切の庶務を執らしむる事を得

三、繫争の要點

第十八條 同一勞資爭議にして其範圍一省に限らざるも

第二十一條 未だ繫争當事者の請求なきに主管官署より

のは、第十三條第一項の代表は工商部より派遣し第四

調解に附する事を提議する時は、該官署は調解に附す

項の代表は工商部に於て關係各省の仲裁委員名簿中よ

べき事項を書面を以て當事者双方に通知する事を要す

り之を指定派遣す

第二十二條 調解委員會は召集二日以内に左記各事項の

第三章 勞資爭議處理の順序

調査を開始する事を要す

第一節 調解順序

一、爭議の内容

第十九條 繫争當事者が調解を請求する時は、主管官署

二、繫争當事者の提出したる書狀及其他之と關係ある

文件

當事者双方が延期に同意する時は此限に在らず

三、繫争當事者双方の現状

第二十七條 調解委員會の調解は繫争當事者双方の代表

四、其他調査すべき事項

が之に同意し、調解記録に署名したる時成立するもの

調査期間は特別の事情あるに非ずんば七日を逾ゆる事

とす

を得ず

調解委員會は調解の結果を主管官署に報告する事を要

第二十三條 調解委員會は調査事項の爲に證人を召喚し

す

或は關係者に命じて出頭説明し若くは説明書を提出せ

第二節 仲裁順序

しむる事を得

第二十八條 繫争當事者が仲裁を請求する時は主管官署

第二十四條 調解委員會は關係ある工場又は商店に向つ

に向つて仲裁請求書を提出するを要す

て、調査或は諮問をなす事を得

主管官署が前項の文書を受領したる時は速かに該官署

第二十五條 調解委員會の委員は、調査して得たる處の

所在地或は爭議事項發生地に於て仲裁委員會を召集す

秘密事項を漏洩する事を得ず

る事を要す

第二十六條 調査委員會は調査完了後二日以内に於て調

第二十九條 繫争當事者が調解の不成立により仲裁に附

査をなす事を要す、但し特別の事情あるもの或は繫争

する時は其請求書には左記各事項を明記することを要

す

- 一、當事者の姓名、職業、住所或は屋號、工場名、若し團體なる時は其名稱及び事務所々在地
- 二、調停不成立の事由
- 三、請求の目的

第三十條 第二十一條乃至第二十六條の規定は仲裁の順序に於ても之を準用す

第三十一條 仲裁委員會の仲裁は全體委員の合議を以つて之を行ひ多數決を以て決をとる

仲裁委員は前項の仲裁を二日以内に仲裁書を作成し双方當事者及主管官署に送附することを要す

第三十二條 繫争當事者は仲裁の順序如何なる程度に至るに論なく均しく和解を成立せしむることを得、但し和解の條件を仲裁委員會に届出づべし

二百元以下の罰金に處することを得、其行爲が刑法に違反する時は刑法に依つて之を處斷す

第三十六條 左記行爲の一ある者は百元以下の罰金に處す

一、第二十三條の規定に違反し故無くして會に出頭せず若くは説明書を提出せざる者

二、第二十五條の規定に違反する者

前項第二號の場合に於て刑法上の犯罪行爲を構成する時は刑法によつて之を處斷す

第三十七條 左記行爲の一ある者は百元以下の罰金に處す、但證人が虚偽の陳述をなしたる時は刑法偽證の規定によつて之を處罰す

一、第二十三條規定の場合に於て虚偽の説明をなす者

第四章 繫争當事者の行爲に對する制限

第三十三條 調解及仲裁期間内に於ては雇主は休業或は労働者の解雇をなすことを得ず、労働者は罷業をなすことを得ず

第三十四條 労働者或は労働團體は左記の行爲をなすことを得ず

- 一、商店或は工場の閉鎖
- 二、商店或は工場の貨物器具を擅取又は毀損すること
- 三、他人を強迫して罷業せしむること

第五章 罰則

第三十五條 繫争當事者にして第三十三條及び第三十四條の規定に違反する時は、主管官署及び調停委員會或は隨時之を制止することを得、制止に服せざるものは

二、第二十四條規定の場合に於て故なくして調査及び復答を拒絶し若くは虚偽の陳述をなす者

第三十八條 本章各條所定の處罰に附すべき行爲ある時は主管官署及び調解委員會若くは仲裁委員會より事由を述べ所管法院の審理に移牒することを得

該所法院は特別の事情ある者を除き移牒に接したる後二十日以内に於て裁判の宣告をなすことを要す

第六章 附則

第三十九條 省政府若くは省に屬せざる市政府は必要の時 に於て本法施行細則を起草し國民政府に届出で其認可を請ふことを得

第四十條 本法は公布の日より之を施行す

604
184

昭和六年六月十三日印刷
昭和六年六月十五日發行

發行所 大阪市役所産業部調査課

電話本局五〇五〇番

大阪市北區堂島中一丁目三九

印刷所 株式會社大阪毎夕新聞社印刷部

電話北(六〇五〇番
六六〇〇番

